

# 官報

## 号外 昭和六十二年八月二十日

○第一百九回 衆議院会議録 第十号

昭和六十二年八月二十日(木曜日)

議事日程 第五号  
昭和六十二年八月二十日

午後一時開議

第一 國土開發幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 日本電信電話株式会社の株式の売払收入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出)

第四 日本電信電話株式会社の株式の売払收入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第五 日本航空株式会社法を廃止する等の法律案(内閣提出)

第六 國際緊急援助隊の派遣に関する法律案(内閣提出)

第七 学校教育法及び私立学校法の一部を改正する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第八 國土開發幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 國際緊急援助隊の派遣に関する法律案(内閣提出)

第十 日本電信電話株式会社の株式の売払收入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第十一 國土開發幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件  
議員請暇の件

日本第一 國土開發幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和六十二年八月二十日 衆議院会議録第十号

○議長(原健三郎君) 午後一時十二分開議  
これより会議を開きます。

議員請暇の件

議員請暇の件につきお詰りいたします。

春日一幸君から、八月二十二日から三十日まで九日間、三野優美君から、八月二十四日から三十日まで八日間、五十嵐広三君及び岡田利春君から、八月二十四日から九月四日まで十二日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申出があります。これを許可するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

〔本号末尾に掲載〕

定路線について、北海道横断自動車道等の既定路線を一部延伸するとともに、日本海沿岸東北自動車道等の路線を新たに追加することとし、既定予定路線七千六百キロメートルと合わせて一万一千五百二十キロメートルの予定路線を定めようとするものであります。

本案は、去る七月二十四日本委員会に付託され、同二十九日天野建設大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を終了、昨十九日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、高規格幹線道路網の早期整備等五項目の附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

〔本号末尾に掲載〕

本案は、去る七月二十四日本委員会に付託され、同二十九日天野建設大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を終了、昨十九日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、高規格幹線道路網の早期整備等五項目の附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

〔本号末尾に掲載〕

〔玉沢徳一郎君登壇〕

○玉沢徳一郎君 ただいま議題となりました大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における大豆及びなたねの生産をめぐる諸情勢の変化に対処し、大豆なたね交付金について、生産状況等を的確に反映させるとともに、一層の生産性の向上及び品質の改善に資するようその金額の算定に関する規定を整備しようとするものであります。

本案は、第百八回国会に提出され、本委員会に付託されたものであります。同国会においては審査に至らず今国会まで継続となっていたものであります。

今国会におきましては、七月二十八日加藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、七月二十九日質疑を行い、八月十九日質疑を終了し、同日本共産党・革新共同から反対討論が行われた後、採決いたしました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 日本電信電話株式会社の株式の売払収入による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第四 日本電信電話株式会社の株式の売

払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

〔池田行彦君登壇〕

○池田行彦君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両法律案は、建設国債の増発を可能な限り抑制しつつ、現下の経済情勢に緊急に対処するため、日本電信電話株式会社の株式の売り払いによって国債整理基金に蓄積された資金の一部を活用して無利子の貸付制度を創設し、社会資本の整備の促進を図るうとするものであります。

初めに、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備に関する特別措置法案について申し上げますと、

第一に、国は当分の間、公共事業に要する資金

体等に対し無利子で貸し付けることができるこ

とするほか、特定の民活事業に対し、日本開発銀行等を通じて無利子で資金を貸し付けることがで

きることとする等の措置を講ずることとしております。

第二に、従来の補助または負担を必要とする公

共事業の場合には、この補助または負担については、別に法律で定めるところにより、当該貸付金の償還時において行うこととしております。

第三に、無利子貸し付けの財源に充てるため、

国債整理基金特別会計から一般会計を通じて産業

投資特別会計へ資金の繰り入れを行うことができ

ることとする等の措置を講ずることとしております。

なお、この繰り入れに相当する金額について

は、後日、産業投資特別会計から一般会計を通じて国債整理基金特別会計へ繰り戻すこととしてお

ります。

第四に、以上の国の無利子貸し付け等に関する

政府の經理は、産業投資特別会計において、新た

に社会資本整備勘定を設けて經理する等の措置を

講ずることとしております。

次に、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する特別措置法案(内閣提出)

法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたし

ます。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めて

ます。

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第五、日本航空株式会

社法を廃止する等の法律案を議題といたします。

○議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長鹿野道彦君。

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案

及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕



外國為普及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案についての田村通商産業大臣の趣旨説明田理法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する与謝野馨君の質疑

一一四

す。これにより、我が國の国際的信用が著しく損なわれたことは、まことに残念と言うほかあります。せん。

このように、我が国の産業及び技術の発展並び

明確化することとしております。  
第四に、通商産業大臣は、許可する  
の貨物を特定の地域に向けて輸  
て、三年以内の期間を限り、貨物  
の技術を提供する取引を禁止する  
ととしております。

第五に、この法律の施行に必要な限度において、主務官庁の職員が立ち入ることができると場所に、この法律の適用を受ける取引を行うことを営業とする者の工場を追加することとしておりま

は、今回の事件の重大性を深く認識し、このような事件の再発防止のため、あらゆる角度から対策を講ずることが必要であります。この一環として、国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる違法な貨物の輸出及び技術の提供に係る罰則及び制裁の強化等の措置を講ずる必要があると考えられます。

三

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、国際的な平和及び安全の維持に関する特定の技術の提供等の役務取引については、從来から通商産業大臣の許可を受けなければならぬこととされておりましたが、今般、これを特掲し、その規制の趣旨をさらに明確化することとしております。

第二に、通商産業大臣は、許可を受けずに特定の技術を特定の地域において提供する取引を行った者等に対して、三年以内の期間を限り、一定の役務取引、貨物の輸出等を禁止することができるこ

ととしております。

第三に、国際的な平和及び安全の維持に関連のある特定の貨物の輸出について、従来から投機取引に用いられていた表現と同じ表現をもつてこれを特掲し、通商産業大臣の許可を受けなければならぬものとすることにより、その規制の趣旨を

外国為替及び外債管理法の一部を改正す

○議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。  
す。与謝野馨君。

事件が発生しているのであります。このことは、まさに我が国経済の国際的な位置づけが重要な意味とともに、我が国の技術水準が国際的にも一流のものになってきたことを背景としているのであります。

な姿勢で臨まれるつもりか、また、今回の法改正で、安全保障の名をかり必要以上の規制強化を行っていないか、改正の内容は再発防止に有効かつ合理的なものかについてお伺いします。

替及び外國貿易管

問題は、我が國の経済が拡大し、技術水準が向上している一方で、我が国企業及び政府が、それを見合った自觉と責任感を十分に有しているかどうかという点であります。我が國は、既に西側自由主義諸国の中で米国に次ぐ経済力と高度技術分野における実績を有しており、西側自由主義諸国

におけるかなめとして米国と並ぶ位置にあること、これに伴い相応の役割と責任感を有することについて十分に認識することが必要であります。これまでの事件の推移を見る限りでは、このようないが國の置かれた立場というものに対する基本的認識、自覺が我が国企業及び政府に欠けていたのではないかと考えられます。このような認識を改めることなく、單に小手先の対応策をするのでは、今後このような事件の再発を根絶することも困難ではないかと考えますが、総理の御見解を伺います。

また、今回のような事件の再発防止のために政府として厳正な態度で臨む必要があることは当然であります。しかし、一方、単純に外国の各方面的意見を筋論に照らして見きわめることなく、いたずらに迎合し、危機感をおおるかのような姿勢をとつたり、安全保障の重要性に乗じて、原則として自由化の方向にある対外取引を必要以上に規制強化することは、長期的に見て適切な判断であるとは言いがたいものであります。

我が国としては、今回の事件を冷静に分析し、効果的な再発防止策を確立するため、改める点は改める一方で、主張すべき点は主張し、どのような対応をとることが必要であるかをみずからの判断により決していくべきものであります。このよう観点に立てて、通産大臣は、今後、

米国議会の東芝制裁法案の推移に對してどのよう  
な姿勢で臨まれるつもりか、また、今回の法改正  
で、安全保障の名をかり必要以上の規制強化を  
行つてないか、改正の内容は再発防止に有効か  
つ合理的なものかについてお伺いします。

實に輸出取引に携わる民間企業が、我が国が西側諸国の一員として西側全体の安全保障の確保について責任ある地位にあることを明確に認識し、外為法等輸出関連法規を厳正に遵守することについて強い倫理意識を持つて取引に当たることがぜひとも必要であると思いますが、この点について通産大臣の御所見をお伺いいたしました。

以上であります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君)　与謝野謙貢にお答えをいたします。

今回の東芝機械の不正輸出事件は、我が国を含む西側自由主義陣営全体の安全保障に重大な問題を投げかけており、かつまた、我が國みずからも安全保障についても大きな背信行為をしていると考えており、まさに遺憾な事件でございます。この事件の再発を防止するためには、三つの方法を今考えております。

第一は、政府内部において機構を整備することと監督を厳重にすることであります。したがいまして、必要な閣僚協議会を設定し、関係各省の高級事務レベルによる協議会、連絡会をこれからは設ける。この中には、防衛庁を初め必要な各省庁を網羅するということでござります。それと同時に、通産省の内部監査体制をさらに強化する。のために、人員の増強そのほかの增强政策を今とりつつあるわけでございます。やはり今までのような書面審査だけでは不徹底でありまして、必要に応じて取引の実態調査までもこれを行ひ得るようにしておく必要があるのであります。

第二は、産業界の管理体制を産業界みずからやっていたらしくということでござります。今政府からいろいろ指導いたしまして、産業界みずからも、業界としても個別企業としても自主的な監査体制の強化を図っておりますが、これらを有効に継続的に実施し得るようだ、さらにこれをきわめていくということを行ひ、指導を強化してまいりたいと思います。

第三番目は、国際的な協力関係でございまして、これらの共同行為は平和あるいは安全保障の強化し、日本にとってはそれがひいては貿易の正常化あるいは国民経済の発展に資する、そういう考え方に基づいて行うものでありますので、各國が協調して行い得るようさらには連絡を密にして、協議を濃密にして万全を期していく必要があると思思います。

これらの三つの点につきまして、政府としては諸般の対策を講じておりますので、再発防止等について万全の措置を講じつあるところでござります。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔國務大臣田村元君登壇〕

○國務大臣(田村元君)　米国議会における東芝制裁の動きとしましては、七月二十一日に上院において東芝グループに対する制裁条項を含んだ包括貿易法案が可決されました。そのほか、下院においても、包括貿易法案とは別個に、東芝製品の輸入を一年間禁止することを内容とするコーソフ法案が提出されるなどの動きがござります。今後は、夏季休会、これは九月の八日まででござりますが、この夏季休会明けに開催されます両院協議会における検討を経て、本件の米国における対応ぶりが決まるものと考えております。

我が国いたしましては、東芝機械の対ソ不正輸出のような事件の再発防止のための諸措置の実現に全力を挙げて取り組んでおりまして、その軸となる外為法の改正につきお願いをしておるところでございます。

東芝制裁法案につきましては、ココム違反に対する制裁はそれぞれの国がみずから責任で行うべきございまして、他国との連反に対しても米国独自の制裁を一方的に科すことは問題があるので、観点から、反対の立場を表明いたしております。また、米国の行政府も東芝制裁法案に反対すると立場であります。外為法改正を含む我が国の再発防止策を評価いたしております。

先般の私の訪米等によつて理解は深まりつつあるものと考えておりますが、米国議会の対応はなお厳しいものがございまして、今後とも外務省と連携しつつ、米国議会、行政府の理解を深めるよう努力してまいる所存でございます。

次いで、今回の法改正は、東芝機械事件でも明らかなように、ココム関連の貨物及び技術に係る違法輸出等の影響の重大性にかんがみまして、このような事件の再発を防止するために罰則及び行政制裁を強化しようとするものでございます。今回の大改訂によって規制対象貨物及び技術の範囲を拡大するものではございません。したがつて、適法な取引を行つてゐる限りは従来と変わりはなく、原則自由、例外禁止という外為法の基本的考え方を変更するものではありません。

また、今回お願いしております外為法改正是、再発防止策の軸となるものでございまして、審査体制の拡充など輸出管理体制の強化、民間企業の遵法意識の徹底などの対策と相まって、違法輸出事件の再発防止に有効に機能するものと考えております。

今回のようないくつか不正輸出事件の再発防止は、政府の力だけでできるものではありません。産業界みずからが襟を正し、法令遵守意識を徹底していくべきであることは御指摘のとおりであります。

通産省としましては、産業界の自主的な対応を促すため、七月二日と七月七日の二回にわたりまして、貿易・産業関係団体の責任者を緊急に呼びまして、各団体において再発防止指針を策定し、傘下企業に徹底するよう指示いたしました。これに対し、現在までに指示した百四十九団体すべてから報告を受けておりまして、輸出関連法規遵守の必要性を産業界に認識させるという点につきましては成果を上げつつあると考えております。

通産省としましては、この基本方針の内容について、必要に応じ指導を行うとともに、その徹底が図られるよう状況を的確に把握していきたいと

○議長(原健三郎君) 緒方克陽君。

〔緒方克陽君登壇〕

○緒方克陽君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、中曾根總理並びに関係大臣に対して質問を行います。

今回政府が外為法の改正を行う理由は、東芝機械による外為法違反の不正輸出事件にその原因があります。こうした事件が再び起ころないようになります。再発防止のための法改正と聞いております。

しかしながら、今回の事件は、東芝機械によるうそを記載した申請書によつた非該当証明書の取得に原因があるのであります。企業の不正行為によって引き起こされた事件であります。したがいまして、問われるべき問題は、企業が二度とこのような法律違反をしないよう企業モラルの確立と、虚偽の申請を見抜けなかつた政府の監視体制の見直しであります。政府におかれましても、関係企業に対する厳正な処分や政府部内の体制整備などを含む再発防止策を七月二十二日に講じたところであると聞いております。

法律体系の不備が原因で起こされた事件ではないため、このような一連の法運用の見直し、そして改善によって、不正輸出事件の再発防止は万全になつたと理解をしております。したがいまして、今回政府が、国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる違法な貨物の輸出及び技術の提供にかかる罰則及び制裁の強化を目的とした外為法の改正案を提案することについては理解しがたいものがあります。現行の法律で十分対応できるものをなぜ法改正する必要があるのか、理由がわかりません。不正輸出事件の再発防止のため考へております。また、今後とも、あらゆる機会を通じ、産業界に法令遵守の徹底を訴えかけていきたいと考えております。(拍手)

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する緒方克陽君の質疑

に対する与謝野馨君の質疑 外國為替及び外國貿易管

（拍手） 郎君） 緒方克陽君。  
亮陽君登壇】  
私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました外國貿易管理法の一部を改正する法律案の中曾根總理並びに関係大臣に対し、外為法の改正を行う理由は、東芝機械違反の不正輸出事件にその原因がついた事件が再び起らぬいようそのための法改正と聞いております。  
今回の事件は、東芝機械による申請書によつた非該当証明書の取扱いに起きた事件であります。したがつて、企業が二度とも反対をしないよう企業モラルの確立を意見抜けなかつた政府の監視体制を強化をしておりります。政府におかれましても、再発防止策を七月二十二日に講じたと聞いております。

になぜ法改正が必要なのか、明確なる答弁を求めるものであります。

次に、ココムの問題について質問を行います。

ココムは、言うまでもなく、条約でもなくまた国際協約でもなく、あくまでも加盟各國間の紳士協定でしかないわけです。しかも、ココムは外交上の秘密とされ、その実態は国民の前には一切明らかにされておりません。ココムリストについても貿易管理令別表でしかうかがい知ることができません。

そもそも、ココムの発足は一九四九年、昭和二十四年であり、外為法の成立も同じ年であります。当時は米ソ冷戦時代であり、東西関係が冷え切っており、共産圏諸国の封じ込めが西側諸国的主要課題でありました。こういう時代背景のもとでココムが成立したわけですが、その後時代は大きく変わっており、ココム規制については緩和ということで現在に至っています。

そのことは我が国においても同様であり、昭和四十三年、当時の水田大蔵大臣は、衆議院大蔵委員会で、当時の大蔵委員長は田村通産大臣ですからよく御記憶だと思いますが、今後やはりココムの規制緩和というような方向に努力していけばいいのじゃないかというふうに考えておりますと答弁しています。このように、政府は過去二十年にわたり緩和の方針を堅持し続けてまいったわけであります。

ココム加盟各国においても、ココムの目的である共産圏の軍事力抑制ということから、ココム規制を利用して東側市場へ他国が参入することを抑制し、自國の東側との通商を確保するという、自國の東側市場の拡大に利用するための道具としてココムが使われているのであります。

こうした傾向は特にアメリカに多く見られ、アメリカから出される特例認可申請は毎年ふえているのであります。一九七八年では、千六百八十件の特例の申請のうち、アメリカは一千五十件の申請を出しておらず、その全部が認可されているわけ

であります。その年以外で見ても、アメリカが出しました特例認可申請は全部認可されているわけであります。

このようだ、ココムの運営がいかに変容し、各國の恣意的な利害によって運営されているかが十分おわかりだと思います。ココム自体が既に時代の遺物であり、規制緩和の方向は時代の流れであり、ココムは自然死の方向を求めるなければならぬのではないかでしょうか。

総理に答弁を求めるが、アメリカに代表されるココムの恣意的な利用についてどう思われるのか、また、今後ココムをどのような方向で考え、どのような運営をする所存なのか、お答えを願いたい。

三番目の質問は、改正内容の問題であります。

外為法は、その目的にもあるように、外國との取引が自由に行われることを基本とした経済立法であり、その制限は最小限としなければなりません。現行法では、国民経済の健全な発展に必要な範囲でしか制限ができないことになっています。それを今回、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなるものを特定の地域に輸出するものについては許可制度を導入しております。いわゆる安全保険条項が挿入されているわけであります。また、安全保障の許可基準も明確に法文に書き込まれているわけではありません。

経済立法に安全保障の概念を入れること自体、バランスのとれた法律とは言えず、また、安全保障の基準がどこにあるのかよくわからないといふ法的な不備を指摘せざるを得ません。自由な通商と安全保障をどのように調整していくのか、また、安全保障の基準とは具体的にどのようなものなのか、明確な答弁を求めます。

次に、対米関係について質問いたします。

外為法の強化、改正のねらいの一つとして、アメリカ議会による東芝制裁を初めとした包括通商法案の緩和を考えているということが総理を初めて出しております。しかし、中曾根内閣が発足してから、対米軍事技術供与を突破口として武器輸出三原則に穴があき、また同時に防衛費の飛躍的な伸びがあり、防衛産業の大きな期待がかかっていることは事実であります。こうしたことから軍事物資に対する緩みが企業の側にあったことは否定できません。

つまり、中曾根内閣の発足と同時に始まった軍事大国への道が、結果として今回の事件を引き起す環境をつくり出したのではないかということです。

されど、この法律改正でそのような保障が得られるかどうかの確認があるわけではありません。何もないよりはいいのではないかという理屈も確かにあります。しかし、問題は、アメリカ議会の対日貿易不均衡のいら立ちをこのようないいではないでしょうか。

最近のアメリカのハイテク戦略に対して政府の認識がいま一つ明確ではなく、総合的な対応がとれていないのではないかということになります。

今回の東芝機械違反事件は、アメリカのハイテク戦略の見地から仕掛けられたものであると認識する必要があるのではないかとおもいます。されど、これからもさまざまなカードを思ひがけない方向から次々と出され、そのためごとに右往左歩することとなります。日本とアメリカでは余りにも戦略的な落差があり過ぎるのではないかと思えるのであります。日本としての長期的に見た対応を早急に策定する必要があるのでないかと考えますが、総理並びに通産大臣の答弁を求めます。

最後に、今回の事件が起きてきた背景についてあります。

我が国には武器輸出三原則並びに政府統一見解があり、戦後一貫して武器輸出を禁止し、国際平和の維持に貢献してきたところであります。汎用の取り扱いについては、過去、国会においても大きな議論となっていましたが、検討課題であると理解をしております。しかし、中曾根内閣が発足してから、対米軍事技術供与を突破口として武器輸出三原則に穴があき、また同時に防衛費の飛躍的な伸びがあり、防衛産業の大きな期待がかかっていることは事実であります。こうしたことから軍事物資に対する緩みが企業の側にあったことは否定できません。

以上をもしまして質問を終わらせていただきますが、この際、この法案の審議については、拙速主義を慎み、問題点を余すところなく出し尽くして、慎重な審議を行うべきであるということを表したいとございました。(拍手)

【内閣総理大臣(中曾根康弘君登壇)】 諸方議員にお答えをいたします。

まず、法律改正の必要性でございますが、今回の事件は、東芝機械が法令に違反して虚偽申請を行つて不正輸出が行われたということで、それを見抜けなかつたということが一つの原因です。そういう意味において、政府の管理体制に万全を期するということ、企業側におけるそのような自覚意識がいま一つ明確ではなく、総合的な対応がとれていないのではないかということです。それを見抜けなかつたということが一つの原因です。そこで、まずは、法律改正の必要性でございますが、これ

は緩和の方向に向かうべきではないかという御質問でござりますけれども、最近における高度の技術進歩という面を考えてみると、安全保障の面にかかる部分が非常に微妙に、かつ高度化していくことがあります。特に日本は世界でも最も大きな技術貿易大国であり、高度の技術と膨大な貿易量を持つておる国でございます。最近の情勢を見ますと、仕向け地が、その当該国でなくして、最初は第三国に向けて設定されるというケースもあります。そういうような面からいたるようになります。そして、中曾根内閣が発足してから、対米軍事技術供与を突破口として武器輸出三原則に穴があき、また同時に防衛費の飛躍的な伸びがあり、防衛産業の大きな期待がかかっていることは事実であります。こうしたことから軍事物資に対する緩みが企業の側にあったことは否定できません。

次に、ココムの恣意的利用という点についての御質問でござりますが、西側あるいは我が国自体

の安全保障を全うしていくためには、戦略的物資が不法に輸出され、その結果我が国及び自由世界全体の安全保障が損なわれるということは、我々のとるところではございませんし、國益を害するところでござります。しかし、その場合に各国がばらばらの基準で勝手にやつておつたのでは、有効な効果を上げることはできません。したがつて、各國が一定の基準を設けまして、各國が協議しながら実施する、その意味においてココムというものが設けられ、我が国はこれに参加しておるところであります。

したがつて、ココムの本質といいうものは今日においても変質はしておりません。また、これをある国が東側の市場を確保するために利用しているという点も当たつております。我々は今のような観点に立ちまして、我が国といたしましては外為法第一条における立法目的に沿うように、今もこの法改正を行つておるところでございます。

このココムへの政府の対応でございますが、やはり一面においては、平和共存あるいは東西の交流、緊張緩和といいう政策は強力に進めていく必要がござります。しかし、また一面においては、自由主義世界や我が国の安全保障の面も我々は確保していくしかなければならないのです。そういう意味から、その分野分野におきまして、それぞれの配慮をもつてかかるべき対策を行うことが国家としてとるべき対策なのであります。そういう意味の対策であるとお考え願いたい

置もそういう意味の対策であるとお考え願いたいのであります。

自由貿易主義と安全保障政策との調和といいう問題も、そういう観点からお考え願いたい。今回の改正によりまして自由貿易の原則及び原則自由、例外禁止といいう外為法の基本的考え方を変更するものではないであります。また、今回の改正により許可の対象となるものの範囲は従来と同様であり、改正後の外為法の運用に当たりましても、法第一条规定されている对外取引の正常な発展及び我が国経済の健全な発展を図るという目的に

照らして適正妥当な対策を講じていく、こういうことなのであります。

安保条項の問題でござりますが、許可に当たつては、政令により規制対象とされた貨物または技術の特性、その技術水準等に着目しまして、当該の健全な発展に支障を来すかどうかという点から審査が行われるものでござります。

アメリカのハイテク戦略の御指摘がございまし

たが、今回の事件が日本のハイテク産業をねらい撃ちして行われたということは全くございません。むしろ相互間の安全保障の面及び国際貿易の関係から見てそれが行われておるものであります。特に我が国の場合には、明白に虚偽の申請のものに法に違反した不正な輸出が行われておるのでござります。

お

企業の虚偽申請によって外為法に違反する不正な輸出が行われたことが判明したものでございましたが、我が国みずから問題として受けとめるべきであると考えております。政府としましては、このような重大な事件が再度発生しないように、再発防止に万全を期する所存でございます。(拍手)

### ○議長(原健三郎君) 敦仲義彦君。

【議長退席、副議長着席】

○敦仲義彦君 私は、公明党・国民会議を代表し

て、ただいま議題となりました外為法及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案について、總理並びに関係大臣に質問するものであります。

總理、あなたは、去る八月六日、広島被爆四十

二年平和記念式典に出席され多くの今は亡き方々に献花をなさいました。そして今、八月十五

日、終戦の日を迎されました。總理、總理の胸に去来するさまざまの思いがあることと思いま

す。國民もまた、めぐり来た四十二回目の終戦の日を迎えました。國民は、その戦争の悲惨さ、残酷さを胸に刻み、再び戦争など断じて起こしてはならないとかく決意したことありますよう。

そして、余りに大きく悲しい代償の中に得た平和の重み、平和の大切さ、そして平和のぬくもりを改めてかみしめた日でもあつたと思うのですがあります。さらに、國民は、日本が平和の中にしか存在し得ないこと、そしてそのことがいかに大切であるかを再確認した日でもあつたと思います。

總理、改めて申すまでもなく、我が国が世界で

初めての、しかも唯一の被爆國家として、国際社会の中で核廃絶に、そして世界平和へと大きな役割と責任を果たさなければならぬことは言うまでもありません。私は、この思いの中で、たゞ一歩踏み誤れば日本の将来に重大な禍根を残すことになるのではないかとの懸念を持つものであります。

特に、我が党としては、中曾根内閣になつてか

らの五年、日本が唯一の被爆国であるとの立場から、世界平和の旗手として、世界に誇れる平和国

の特性と優秀な製品をもつて世界経済の発展に寄与すべきことが大切であると考えます。このように寄与すべき対外貿易に、安全保障という自来自由であるべき外為法に、安全保障といいう概念が今回さらだ強化されるということについてであります。

我が党としては、世界貿易が建前どおり自由に行われているものではなく、しかも國の安全保障が確保されずに貿易の自由が存在するものではないことも十分承知いたしております。しかし、貿易といいう経済活動に安全保障という観点からの政治の介入が強化された場合、それはひとくち貿易にとどまらず、國の経済活動や社会の体制にまで影響し、すべてが國の安全保障といいう政治力に支配される事態にならないかとの懸念を持つものであります。

すなわち、我が國の経済の発展、特にその基礎となる自由な研究や新しい技術の開発、また、これから世界経済の中で最も大切な最先端技術であるエレクトロニクスやバイオテクノロジー、新素材の開発等の阻害要因になることはないかとの懸念を持たざるを得ません。

なぜかならば、現代のすべての高度な産業技術や機械製品を汎用、軍事用に区別することは、今はほとんど不可能に近いと言わざるを得ないからであります。そこへ防衛といいうイデオロギーが持ち込まれれば、すべてのすぐれた工業技術や機械製品が軍事用とみなされる事態にならないかとの危惧であります。したがつて、外為法の中で國の安全保障といいう概念が強調された場合、日本の全産業に国防優先のゆゆしき支配体制が出現しかねず、一步踏み誤れば日本の将来に重大な禍根を残すことになるのではないかとの懸念を持つものであります。

特に、我が党としては、中曾根内閣になつてから五年、日本が唯一の被爆国であるとの立場から、世界平和の旗手として、世界に誇れる平和国





三

お薦めを述べるなどになります。

もとより、外務大臣がこのようにして述べた意見は尊重されることとなつておる次第でございま  
す。

國務大臣田村元君登壇

〔國務大臣田村元君登壇

○國務大臣(田村元君) 「国際的な平和及び安全の維持」とは、国際的な紛争の発生もしくはその拡大を助長するような取引または西側諸国の安全保障に重大な影響をもたらす取引などを規制することによりまして、我が国を含む国際社会の平和及び安全が脅威にさらされることがないようになりますことを意味していると考えております。

官 報 (号 外)

今回の外為法改正は、新たに国際的な平和及び安全に係る規制を導入するものではなくして、從来から規制を行っていたこれらの取引に係る違反について罰則及び行政制裁を強化することを主たる内容とするものでございまして、対外取引の原則自由、例外禁止という外為法の基本的考え方を変更するものではございません。

国際的な平和及び安全の維持を妨げる取引を何らの規制もなく放置することは、我が國を含む国際社会の平和及び安全を脅かし、ひいては我が國の対外取引の正常な発展及び我が國経済の健全な発展を阻害することとなります。したがいまして、我が国の対外取引の正常な発展を期し、もつて我が國経済の健全な発展を図ることを目的とす

正輸出事件が、今や日米関係を根底から搖るが如き、かねない重大な政治問題に發展したことは、まことに、総理並びに関係大臣に質問をいたすものであります。す。○副議長（多賀谷真穂君） 神田厚君。  
〔神田厚君登壇〕  
○神田厚君 私は、民社党・民主連合を代表し、ただいま議題となりました外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案について、中曾根總理並びに関係大臣に質問をいたすものであります。

我が国最大手の機械メーカー東芝機械による不

く適切に事後の対策を講ずることが、今や言うまでもなく最も重要な課題となっているのであります。す。

その本質とは、第二次世界大戦後の国際関係が米国とソ連の厳しい対峙と微妙なバランスの上に成り立っており、その中で日本は、日米安保条約によって安全が保障され、戦後驚異的な経済発展をなし遂げることができたという威然たる事実があるのであります。この事実を深く認識することなく、我が国の企業が西側自由陣営の約束を破り、西側全体の安全を脅かすおそれのある戦略的資を不正な手段を使ってソ連に輸出したことに対する、まさに裏切り行為だとして米国が憤慨するのも当然であります。

通の結果を生むとの意見もあります。書かれた通りで、頼っていたのでは企業の防衛はできないという御意見がござります。政府・通産省に対する怨嗟の声が、日に日に大きくなっているのであります。日米関係全体に与えた影響の大きさにかんがみ、企業にのみその責任があるとは到底言えないものであります。政府としての責任のあり方について、まず総理の御所見をお伺いいたします。

第二に、安全保障と自由貿易との関係について総理に質問いたします。

この種の事件の再発を防止するためには、国連全体に安全保障なくして自由貿易の維持発展はなり得ないという認識が深まっていくことが必要不可欠であると考えます。したがつて、政府はその責任において、安全保障と自由貿易とのバランス

る外為法におきまして、このような取引の規制を強化することは、立法上矛盾があるものではないと考えております。

外為法の運用は、同法第一条に定められました「対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行ふことにより、対外取引の正常な発展を期し、もつて我が国経済の健全な発展に寄与すること」という同法の目的にのつとつてなされるべきことはもとより当然のことではございます。したがつて、今回の法改正によりまして、国際的な平和及び安全の維持に係る規制の運用が、御指摘のようないくつかの過剰な規制に至ることはないものとの考えております。また、今回の改正は、戦略物資、技術に係る輸出等の規制につきまして、罰則及び行政制裁を強化しようとするものでございまして、今回の改正を機に、規制対象貨物及び技術の範囲を拡大するものではございません。

とに憂慮いたえません。半導体や市場開放問題などによって戦後最悪と言われるまでに日米間の摩擦が激化し、その解決のために官民挙げて必死の取り組みを進めている最中のこのような事件の発生は、これまでの努力をすべて水泡に帰るに等しく、関係企業と監督官庁である通産省の責任は極めて重大と言わざるを得ないのであります。

厳しくなる一方の日米経済摩擦について、最近では、悪いのは米国である、あるいはこのたび東芝事件は日本たまきの一環であるといった議論がなされておりますが、今やこうした短絡した議論を繰り返していることは許されないのであります。日米貿易の不均衡は、言うまでもなく日本の責任であり、その改善のためには、まさに両国が努力すべきものであります。特に我が国においては、本事件を教訓として再発の防止に努めるとともに、西側自由陣営の一員としての国際的責任を十分に果たしていくことが、問題解決の最大かつ最良の手段であると考えるのであります。

私は、以上の認識に立った上で、政府の今後の対応について見解をお尋ねするものであります。

まず第一に、総理にお尋ねいたします。

本件がこうした事態に至った背景の一つは、輸出規制問題に対する政府の認識の甘さによるところが大きいと見てよい

○副議長(多賀谷眞穂君) 神田厚君。  
〔神田厚君答壇〕

○神田厚君 私は、民社党・民主連合を代表し、ただいま議題となりました外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案について、中曾根君に質問いたしました。この問題は、規制範囲を拡大するものではありません。純粹な學問的研究、国内の公開の学会、シンポジウム等で発表されましたが、規制の対象とはなりません。したがって、今回の改正が、自由な學術研究や基礎研究を広範に規制するといったことにはならないものと考えております。(拍手)

不正確占い、西側自由陣営の結束を図り、西側の主導権を握ります。まさにここに東芝機械のゴム違反事件性の本質があります。これを見失うことなく適切に事後の対策を講ずることが、今や言うまでもなく最も重要な課題となっているのであります。

その本質とは、第二次世界大戦後の国際関係が米国とソ連の厳しい対峙と微妙なバランスの上に成り立っており、その中で日本は、日米安保条約によって安全が保障され、戦後驚異的な経済復興をなし遂げることができたという厳然たる事実があるのであります。この事実を深く認識することです。

をいかにとるか、自由貿易を守るためにの安全保障法の中にいわゆる安全保障条項が明記されたのみであり、国民全体がこの問題を深く認識するには甚だ不十分であります。今後安全保障と自由貿易とのバランスを適切に保っていくため、どのような対策を講じていこうとお考えか、お伺いをいたします。

あわせて、今回の事件の発端がKGBからの動きかけであり、この事件の当事者でもある元和光交易モスクワ事務所長の熊谷独氏は、雑誌文芸春秋に手記を寄せて、ココム規制、貿易管理令をすり抜けて戦略物資をソ連などコメコン諸国に輸出する、ソ連貿易業界で使われている典型的な手口を八つのパターンで分類、紹介し、今回の事件などはまさに冰山の一角にすぎないと断定しているのであります。折しも国内においては、横田基地スペイ事件、航空関係資料のKGBへの横流し事件などが摘発されております。現行の外為法及び貿管令のみの対応で十分と考えておられるのかどうか、お考えをお聞かせいただきたいのであります。

第三に、通産大臣に具体的な再発防止策についてお伺いいたします。

政府は、再発防止策として、外為法の改正を初め、審査体制の強化拡充、産業界に対する再発防止策の指示等を検討しております。しかし、その実効性については甚だ疑問であり、実際に禁輸品の不正輸出を完全に防止することはできないのではないかとする指摘があるのであります。この種事件の再発防止には、審査、検査の現場でのチェック能力を質量ともに充実させ、迅速な処理が可能となるよう改善措置を講ずることが不可欠であります。こうした課題を解決するには、通産省だけの審査体制の強化では限界があります。外務省との協議会が議論となりましたが、実際的にはむしろ税関との協力体制を整備することも必

要と考へますが、この点も含め御所見をお伺いします。

第四に、問題になつております米国の包括通商法案に盛り込まれた東芝制裁条項への対応についてお伺いをいたします。

もしこの条項が発動されば、下請を含め約一萬八千人の従業員が、直接的責任がないにもかかわらず深刻な影響を受けることになります。さらに、東芝は十八日までに、グループ全体としてコム違反の再発を防ぐことを目的とした法令遵守計画の概要をまとめたと伝えられております。まさに真剣な努力に敬意を表するものであります。が、今後この種の問題に通産省はどうのうに対処、指導していくおつもりなのかお伺いするとともに、行政の遲滞を感じざるを得ないのであります。

また、米国政府としては東芝制裁条項が削除されることを強く望んでいると言われておりますが、私どもも、こうした米国政府の姿勢を評価するとともに、この方針を断固貫くよう期待するものであります。日米関係を極めて危険なものにしかねないこの制裁条項を回避するため、政府はあるゆる努力を惜しむべきではありません。特に外務大臣の積極的な答弁を期待いたします。

最後に、日本バッシングの続く中で、外務省の対応にも問題が指摘をされております。例えば、なぜ東芝機械と東芝が同一会社でないとの納得し得た明快な説明ができなかつたのか、なぜアメリカ国会議員が国会前庭において東芝製品をハンマーで打ち壊したのに對し厳重抗議をしなかつたのか、毅然とした外交を展開すべきであります。えて外務省に苦言を呈するものであります。

以上、政府の御見解をお伺いするとともに、今後再びこの種の事件が発生することのないよう万全の措置を講ずることを強く要請いたし、私の質問を終わります。(拍手)

まず、東芝機械事件の責任の問題でござりますが、今回の東芝機械事件は、結果的に見れば企業の行った虚偽申請を見抜けずに不正輸出が行われてしまつたものであります。そういう意味におきましては政府においても責任があると考えております。遺憾の意を表する次第です。政府としては、あらゆる角度から再発防止のために全面的な努力をして、実質的にもあるいは形式的にもあらゆる努力をすることによつて我が国に対する信頼を回復することが責任を全うする道と考えており、今回外為法の改正をお願いしておるもの一つなのであります。

次に、安全保障と自由貿易のバランスの問題でございますが、今回の改正は、原則自由の体系を維持しつつ、ココム関連の貨物など国際的な平和及び安全の維持に関連がある場合について法文上明記するとともに、罰則の強化を行うものであります。西側の安全保障確保の観点からココムの申し合わせを尊重することは、我が国的主要貿易相手国である西側諸国との間で自由な貿易関係を発展させることでも重要であります。このような認識を民間企業が十分持つことは、かかる事件の再発防止の上で重要であり、法改正を軸とする輸出管理体制の強化とあわせまして、民間企業に対してもこの点を徹底させたいと思う次第であります。

外為法のみで対応できるかという御質問でござりますが、もとより、お願いしている外為法改正を軸といたしまして、政府における管理機構の万全の体制強化及び民間業界団体、各企業における違法意識の徹底、管理体系の確立、また、過去に不正輸出があつたかどうかについても徹底的に調査する等、政府としては引き締めてやつておると同時に、国際協力をさらに円滑ならしむるための諸般の対外的措置も考えていきたい。こういうような一連の措置を着実に実施することによりまして、このような事件の発生の未然防止につきましても努力してまいる所存でございます。

〔國務大臣田村元君登壇〕

○國務大臣(田村元君) 通産省といたしまして、このような不正輸出が行われることのないよう全力をあげておるところでござります。その際、今回の事件の教訓を十分取り入れたものとすることいたしております。

すなわち、今回の事件は企業の虚偽申請によるものでございまして、当省としましても、膨大な申請件数を少數の者が判定せざるを得ず、ややもすれば個々の案件の処理が画一的に流れる嫌いがあつた点を踏まえまして、輸出審査・検査人員の大幅増加、重点分野について厳格な審査を行なうための省内審査会の設置、違反防止のための調査体制強化を進めているところでござります。また、不正行為に対する抑止力の強化を図るために、外為法改正について御審議いただいているところであります。

また、不正輸出防止の上で税関段階でのチェックが極めて重要であることは御指摘のとおりでございます。大蔵省、税關との間で新たに、七月十日でございますが、輸出管理強化対策連絡会を設けまして、協力関係を特に強化しているところでございます。

また、米国議会における東芝制裁の動きとしましては、先ほど申し上げましたように、七月二十一日に上院において東芝グループに対する制裁条項を含んだ包括貿易法案が可決されましたほか、下院におきましては、包括貿易法案とは別に、東芝製品の輸入を一年間禁止することを内容とするゴーツ法案が提出されるなどの動きがございまます。今後は夏季休会、八月八日から九月八日までございますが、これの休会明けに開催される両院協議会における検討を経て、本件のアメリカにおける対応ぶりが決まるものと考えております。

我が国といたしましては、東芝機械の対ソ不正輸出のような事件の再発防止のための諸措置の実現に全力を挙げて取り組んでおりまして、その軸

〔國務大臣田村元君登壇  
大典(田村元君) 通産省

喜

まず、東芝機械事件の責任の問題でござりますが、今回の東芝機械事件は、結果的に見れば企業の行った虚偽申請を見抜けずに不正輸出が行われてしまつたものであります。そういう意味におきましては政府においても責任があると考えております。遺憾の意を表する次第です。政府としては、あらゆる角度から再発防止のために全面的な努力をして、実質的にもあるいは形式的にもあらゆる努力をすることによつて我が国に対する信頼を回復することが責任を全うする道と考えており、今回外為法の改正をお願いしておるもの一つなのであります。

次に、安全保障と自由貿易のバランスの問題でございますが、今回の改正は、原則自由の体系を維持しつつ、ココム関連の貨物など国際的な平和及び安全の維持に関連がある場合について法文上明記するとともに、罰則の強化を行うものであります。西側の安全保障確保の観点からココムの申し合わせを尊重することは、我が国的主要貿易相手国である西側諸国との間で自由な貿易関係を発展させることでも重要であります。このような認識を民間企業が十分持つことは、かかる事件の再発防止の上で重要であり、法改正を軸とする輸出管理体制の強化とあわせまして、民間企業に対してもこの点を徹底させたいと思う次第であります。

外為法のみで対応できるかという御質問でござりますが、もとより、お願いしている外為法改正を軸といたしまして、政府における管理機構の万全の体制強化及び民間業界団体、各企業における違法意識の徹底、管理体系の確立、また、過去に不正輸出があつたかどうかについても徹底的に調査する等、政府としては引き締めてやつておると同時に、国際協力をさらに円滑ならしむるための諸般の対外的措置も考えていきたい。こういうような一連の措置を着実に実施することによりまして、このような事件の発生の未然防止につきましても努力してまいる所存でございます。

〔國務大臣田村元君登壇〕

○國務大臣(田村元君) 通産省といたしまして、このような不正輸出が行われることのないよう全力をあげておるところでござります。その際、今回の事件の教訓を十分取り入れたものとすることいたしております。

すなわち、今回の事件は企業の虚偽申請によるものでございまして、当省としましても、膨大な申請件数を少數の者が判定せざるを得ず、ややもすれば個々の案件の処理が画一的に流れる嫌いがあつた点を踏まえまして、輸出審査・検査人員の大幅増加、重点分野について厳格な審査を行なうための省内審査会の設置、違反防止のための調査体制強化を進めているところでござります。また、不正行為に対する抑止力の強化を図るために、外為法改正について御審議いただいているところであります。

また、不正輸出防止の上で税関段階でのチェックが極めて重要であることは御指摘のとおりでございます。大蔵省、税關との間で新たに、七月十日でございますが、輸出管理強化対策連絡会を設けまして、協力関係を特に強化しているところでございます。

また、米国議会における東芝制裁の動きとしましては、先ほど申し上げましたように、七月二十一日に上院において東芝グループに対する制裁条項を含んだ包括貿易法案が可決されましたほか、下院におきましては、包括貿易法案とは別に、東芝製品の輸入を一年間禁止することを内容とするゴーツ法案が提出されるなどの動きがございまます。今後は夏季休会、八月八日から九月八日までございますが、これの休会明けに開催される両院協議会における検討を経て、本件のアメリカにおける対応ぶりが決まるものと考えております。

我が国といたしましては、東芝機械の対ソ不正輸出のような事件の再発防止のための諸措置の実現に全力を挙げて取り組んでおりまして、その軸

となる外為法の改正につきお願いしておるところでござります。東芝制裁法案につきましては、コム連邦に対する制裁はそれぞれの国がみずから責任で行うべきございまして、他国の違反に対し米国独自の制裁を一方的に科すことは問題があるなどの観点から、反対の立場を表明しております。また、米国の行政政府も、東芝制裁法案など反対するとの立場でありまして、外為法改正を含む我が国の再発防止策を評価しております。

これは、本件が自由主義陣営全体の安全保障に重大な影響を及ぼす事件であるとの認識に基づくものと考える次第であります。我が国政府としても、今回の違反事件の重大性は認識しており、かかる事件の再発防止のため、政府全体として外為法改正を初めとする輸出管理体制の強化のための諸施策を鋭意検討いたしているところでござります。

ところが、総理、中曾根内閣成立の一九八二年以降、ココム規制は逆にその範囲を拡大し続け、強化し続けておるのであります。今回の改正もまたココム規制の格段の強化を進めるものであります。政府方針は、わずか数年にしてココムの整理縮小から拡大強化へと百八十度の転換ではありますか。なぜこのような方針転換をされたのですか。答弁を求めます。

もともと、ココムは、NATOの結成に伴い、

ものであります。自民党総務会においてさえ、コム規制の強化立法は、仮想敵を持たないとしている日本国憲法に反するという発言があつたと報じられています。今回の外為法改正が、アメリカの戦略的輸出統制の強化に協力するものであり、仮想敵を持たないことを決めた日本国憲法に反することとは明白ではありませんか。総理の答弁を求めます。（拍手）

少農の和の詠美等は」で西側は深まりつつあるものと考へておられますけれども、米国議会の対応はなお厳しいものがございまして、今後も外務省と連携しつつ、米国議会、行政府の理解を深めよう努力してまいる所存でございます。(拍手)

この一部の議員の行動に対しましては、先般、先方の高官から、まことに遺憾であるといふ意見の表明がございました。(拍手)

〔國務大臣倉成正君登壇〕  
○國務大臣（倉成正君）　神田議員にお答えを申レ  
上げます。  
私に対する御質問は二つであります。  
一つは、東芝機械の問題が日米関係に悪化を及  
ぼしはしないかという問題でござります。  
御案内のとおり、東芝機械の不正輸出事件に關  
しましても、事態の推移を重大な関心を持って注

〔東中光雄君登壇〕  
○東中光雄君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、いわゆる外為法の一部改正案について質問いたします。

本法案は、東芝機械事件を契機として、米国政府並びに議会からの異常かつ執拗なココム規制違反の主張、東芝たたき、日本たたきともいわれる不当な非難攻撃に屈して、我が国政府が東芝のココム規制違反の事実を認めて陳謝をし、再発防止措置の名でココム規制の一層の強化を推し進め

は、米議会においていわゆる制裁法案が成立しなないよう、今後とも米政府、議会関係者に精力的に働きかけていく所存でございます。

ようとするものであり、連憲の措置であります。私は断じて容認することができません。問題の中 心はココムであり、ココム規制そのものであります。

米国の日本たたきに関しお答えいたしたいと思ひます。

本会議において、社会主义国に対する貿易制限であるココムは国際貿易をゆがめる偏狭なナショナリズムであると指摘をして、平等互恵の貿易関係を要求したのに対し、当時の福田首相は、ココムはだんだん適用範囲が縮小されつゝあるとして、社会主义社会と自由社会との間の交流もあつて、初めて完全な経済繁栄となっていくと考える。そういう観点から、経済繁栄のために今後もココムの整理縮小に努力すると答弁をして います。

に始めたココムに関する措置は成功をおさめてきた、一九八二年秋に始まつたココムリストの徹底的な再検討は三年後に首尾よく完了したと述べています。アメリカがその軍事的な方針で首尾よくそれを完成させたというのであります。

要するに、ココムの規制は、アメリカの軍事的利益のためにアメリカ国防省がつくつたアメリカの仮想敵ソ連に対する戦略的な輸出統制であり、日米安保条約で日本に不当に押しつけられた

東芝機械を制裁することは、「知らしむべからず、よらしむべし」というあの徳川時代の專制封建領主のやり方と同じなのであります。憲法三十一條が保障するデュープロセス・適法手続の法理に明らかに反しております。断じて許されません。総理の答弁を求めます。(拍手)

昭和六十二年八月二十日 衆議院会議録第十号

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する東中光雄君の質疑

三

障条項、「国際的な平和及び安全の維持」の条項を入れたことであります。紛争当事国に対し戦車などの武器を密輸出しても、その國がココム対象国でない限り、平和、安全の維持を妨げる輸出とはならないのです。ところが、ワープロやパソコンなどのような平和的なものでも、半導体を含む商品の輸出になりますと、輸出先がソ連の場合、あの規定によりますと、平和及び安全の維持を妨げる輸出として特別に規制され、制裁を強化するということになるのです。この安全保障条項は、まさにココム規制強化のためのものであり、アメリカの軍事的要請を優先させて、我が國の貿易、経済の統制を一層強化するものであって、断じて許されません。

これまで外国貿易の管理について、我が國は、武器輸出禁止の国会決議を行い、いかなる国に対しても武器、武器技術等の輸出を認めない、輸出は厳正に慎むことを運用の基本方針として決めてきました。ところが、中曾根内閣は、米国に対しでは、安全保障を口実にして武器技術の供与を決定し、今回の東芝事件を口実にソ連潜水艦探知能強化のための米海軍への武器技術提供などを約束しているのであります。一方、ソ連等に対しては、安全保険ではなくて民用商品、汎用技術であっても、アメリカがソ連の潜在的軍事力増強につながるいわゆる戦略物資、戦略技術と判断するものは、同じ安保条項の名前で輸出を規制し、それを強化しようとしています。これは憲法と国會決議に基づく貿易管理の基本方針をじゅうりんするものと言わなければなりません。

また、改正案六十九条の六は、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる貨物の輸出について、特に懲役五年の重刑に処するとしています。平和と安全の維持という極めて不明確な概念を構成要件とする特別の刑罰規定は、明らかに憲法三十一條が規定する罪刑法定主義に反し、許されないものであります。あわせて

ソコンなどのような平和的なものでも、半導体を

総理の御所見を求めます。

通産大臣は、貿管令別表第一に規定するいわゆるココム関連百七八十八品目の輸出承認権者であります。年間約二十万件の輸出承認申請を受理し、審査し、承認しているのであります。ところが、通産大臣が輸出承認の可否を決める基準は、我が国

の法令上根拠のない秘密のココム基準なのであります。しかも、このココムの規制基準は、米国防総省の軍事重要技術リストをベースにしてつくれられ、そのリストの内容はココムの場においても開示をされていないのであります。通産大臣もその内容を知らされていないことになるわけでありま

す。したがって、ハイテク技術、ハイテク製品について、ココム違反の有無、輸出特別認可の可否について、通産大臣はみずから決めることがで

きなくて、パリの米大使館別館にあるココムとア

メリカの国防総省の判断を仰がなければならぬことになるのです。これは明らかに通産大臣の

輸出承認権限がアメリカを中心とする秘密機関コ

ムによって侵犯され、日本の主権が侵されてい

るものと言わざるを得ないのであります。(拍手)

改正案で、外務大臣は安保条項に關し意見を述べることとなりました。しかし、その実態は、外

交ルートを通じて外務大臣は米国防総省などのコ

ム規制についての意見を聞いて、通産大臣に述

べることとなりました。しかし、その実態は、外

交ルートを通じて外務大臣は米国防総省などのコ

ム規制についての意見を聞いて、通産大臣に述

べることとなりました。しかし、その実態は、外

交ルートを通じて外務大臣は米国防総省などのコ

ム規制についての意見を聞いて、通産大臣に述

か。我が國の対中国輸出規制はどのように変わったのですか。中国への規制緩和は、中国が日米安保条約及び自衛隊を認めたからではありませんか。外務大臣、通産大臣のはっきりとした御答弁

を求めます。

貿易管理の基本である輸出の自由は、憲法第二

十二条が基本的人権の一つとして保障する職業選

択の自由、営業の自由の具体的な内容であります。

したがって、通産大臣が経済上の理由により貿易の調整を行う場合ならばともかく、経済外の安全

保障なるものを理由として、ココムの秘密基準によつて輸出を制限し統制することは、憲法の保障

する基本的人権の侵犯になり、許されないことと

考えますが、いかがですか。(拍手)

通産大臣は、第二の東芝事件を起こさない、三

菱、住友などがやられた労働者は大変だ、こう

日本にこれだけ迷惑をかけておる東芝の味方をす

るがどとき言辞をお聞きして、私は共産党の態度に甚だ疑問を持つてゐるものであります。(拍手)

今回のこれらの措置は、要するに、時代の変化

によりまして技術とかあるいは貿易の変化とい

るものがあるわけでございます。特に最近のよう

に、ハイテクというものが非常に重要視されてま

りました。日本はまた、膨大な貿易を行つてお

る大きな経済国家になつております。こういうよ

うな新しい時代の変化に即応して規制の対象を変

化させるということはあり得べきことであり、要

らなくなつたものはやめ、新たに必要になつたも

のは追加する、それを国際的合意をもつて行おう

というものが我々の基本的考え方であります。

次に、仮想敵国の問題でござりますが、仮想敵

国というようなものは日本は考へてないとい

て、特に拡大しようというような意図的な考え方

を持ってやつてゐるのではないであります。

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 東中君、申し合わせの

時間が過ぎましたから、簡潔に願います。

○東中光雄君(続) 最後に、ココム規制の

強化に断固反対し、本法案の撤回はもちろん、直ちにココムから脱退することを要求し、その根源に

ある日米軍事同盟、安保条約を廃棄することを

強く要求して、質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 東中議員にお答

えいたします。

今御質問を聞いておりまして、法律に違反して

日本にこれだけ迷惑をかけておる東芝の味方をす

るがどとき言辞をお聞きして、私は共産党の態度に甚だ疑問を持つてゐるものであります。(拍手)

貿易管理の基本である輸出の自由は、憲法第二

十二条が基本的人権の一つとして保障する職業選

択の自由、営業の自由の具体的な内容であります。

したがって、通産大臣が経済上の理由により貿易の調整を行う場合ならばともかく、経済外の安全

保障なるものを理由として、ココムの秘密基準によつて輸出を制限し統制することは、憲法の保障

する基本的人権の侵犯になり、許されないことと

考えますが、いかがですか。(拍手)

通産大臣は、第二の東芝事件を起こさない、三

菱、住友などがやられた労働者は大変だ、こう

ココムによって長犯され、日本の主権が侵されてい

るものと言わざるを得ないのであります。(拍手)

改正案で、外務大臣は安保条項に關し意見を述

べることとなりました。しかし、その実態は、外

交ルートを通じて外務大臣は米国防総省などのコ

ム規制についての意見を聞いて、通産大臣に述

&lt;p

昭和六十二年八月二十日 業議院会議録第十号

いうところから貿易政策上の共同行為として申し合わせを行つて、これを実行しているということになります。おののがその申し合わせに基づいて国内法で規制してその実効を上げよう、そういうことを行つておるのであり、我が国といつましても、平和と安全を維持し、そのことがひいでは日本の貿易を正常化し、かつ国民経済の健全な成長に役立つ、そういう観点によつてこの共同行為に参加しているということなのであります。

ココム規制といわゆるデュープロセスの問題でござりますが、対外取引の正常な発展及び我が国経済の健全な発展を図るために、外為法に基づいて輸出承認を行うことを必要としている範囲を貿易管理令等で具体的に明示しております。規制対象は明確であつて、憲法第三十一条に違反するものではありません。また、今回のよな事件の違法輸出は、外為法上輸出承認を受けることを義務づけられているにもかかわらず、これを受けないで輸出を行つたものであり、それは外為法を意味するものであります。

次に、輸出規制の強化の問題でござりますが、西側の一員としての責任を果たし、特に密接な関係にあるこれら諸国との貿易関係を維持発展させていく上から必要不可欠の措置として行つておるのであって、憲法の趣旨に反するものではありません。

対米武器技術供与については、日米相互援助協定の関連規定に基づく枠組みのもとで行つてゐることは前から申し上げておるものであります。もとより武器輸出問題等に関する国会決議の趣旨を尊重する方針は変わつてはおりません。

罪刑法定主義との関係でござりますが、國際平和及び安全の維持を妨げると認められるものとし

て許可を要する技術取引または貨物の輸出については、政令で具体的に明示することとしたとしておりまして、その範囲は明確であります。無許可の行為を罰することとする場合においては、許可の対象となるものの範囲等を法律により一定の要件のもとに政令にゆだねることとしていることも罪刑法定主義には反しないものなのであります。

次に、東芝制裁条項への抗議の問題でござりますが、今回不正輸出事件に関して、米国議会を中心とする米国内の雰囲気は依然として厳しいものがございます。政府としても、事態の推移について重大な関心を持って注視しておるところです。米議会に提出された種々の制裁法案は、特定企業の製品の対米輸入禁止あるいは政府調達の禁止等、米国内における措置を内容としております。米議会における措置は我が国の主権の侵害に當たるものではない。米国内法の範囲内において行つておるものであります。しかし、いずれにせよ、我が国としては、米議会においていわゆる不当な制裁法案が成立しないよう、今後とも米政府、議会関係者等に精力的に働きかけてまいります。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手) [國務大臣倉成正君登壇]

○國務大臣(倉成正君) 東中議員の御質問にお答えいたします。総理からお答えしました点を除きまして申し上げます。

今次外為法の改正案は、今回の東芝機械の不正輸出事件を契機として、我が国の輸出管理体制において国際的な平和及び安全の維持の觀点からの管

理体制が不十分であることが内外で大きく問われるに至つたこともあります。この面での法制上の整備を目的とするものでございます。

お尋ねの今次改正法案に規定されている外務大臣が意見述べる制度は、我が国の輸出管理の運用を国際的な平和及び安全の維持の觀点から実効性のあるものとする目的とするものでございます。外務大臣の意見は、種々の情報をもとに

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する東中光雄君の質疑

て許可を要する技術取引または貨物の輸出については、政令で具体的に明示することとしたとしておりまして、その範囲は明確であります。無許可の行為を罰することとする場合においては、許可の対象となるものの範囲等を法律により一定の要件のもとに政令にゆだねることとしていることも罪刑法定主義には反しないものなのであります。

ソ連と中国に対する規制に関しては、品目の一部について中国向け規制が緩和される旨の申し合

わせが成立しており、現在同申し合わせに従つて取り扱いがなされているところでございます。コ

ムにおいては、技術進歩の実態に応じて常に規

制品目を見直しを行つておりますが、規制品目は

変わりつあるものでございます。対象国につい

ては、コム参加国の申し合わせにより、これは

公表できないことになつております。

次に、お尋ねの対中輸出規制緩和等の質問に関

して、米国が中国を準同盟国と考えているかどうかについては、米国自身の問題であり、政府としてコメントすることは差し控えたいと思ひます

が、八三年に米国が国内政策として対中輸出規制緩和を行つたと聞いております。ただし、これは

対中輸出規制の国内審査手続の簡素化にかかる

ものであり、規制対象品目につき許可不要とする

といった緩和措置ではないと承知しておるのでござります。手続の問題でございます。コムとし

ては、八五年に対中輸出緩和の申し合わせを行つたわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件に関し、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、我が国としてこのような規制を行つ

たわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件について、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、我が国としてこのような規制を行つ

たわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件について、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、我が国としてこのような規制を行つ

たわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件について、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、我が国としてこのような規制を行つ

たわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件について、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、我が国としてこのような規制を行つ

たわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件について、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、我が国としてこのような規制を行つ

たわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件について、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、我が国としてこのような規制を行つ

たわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件について、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、我が国としてこのような規制を行つ

たわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件について、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、我が国としてこのような規制を行つ

たわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件について、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、我が国としてこのような規制を行つ

たわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件について、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、我が国としてこのような規制を行つ

たわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件について、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、我が国としてこのような規制を行つ

たわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件について、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、我が国としてこのような規制を行つ

たわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件について、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、我が国としてこのような規制を行つ

たわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件について、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、我が国としてこのような規制を行つ

たわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件について、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、我が国としてこのような規制を行つ

たわけでございます。

最後に、東芝機械の不正輸出事件について、米議

会を中心とする米国内の雰囲気には依然厳しいも

のがございまして、政府としても事態の推移を重

大な関心を持つて注視しております。主権の侵害

でないということについては、総理からはつきり

申されたとおりでございます。いずれにしまして

も、我が国としては、米議会においていわゆる制

度をコントロールするというものではございま

せん。

したがつて、

また、ココムにおいて、中国向けのコンピューターを初めとする三十五品目の輸出に関し、ココムへの協議なしに各國政府限りで輸出承認を行はるとの申し合わせがなされおりまして、規制は緩和されております。我が国においても、ココムにおける上述の申し合わせを踏まえまして、中國向け輸出の規制を緩和しているところであります。

外為法上、輸出承認を必要とする範囲は輸出令等で具体的に明示しておりますので、規制対象が不明確であるとは考えておりません。憲法上の營業の自由は、國際的な平和及び安全を妨げ、我が國の对外取引の発展及び我が國經濟の健全な發展を阻害するおそれのある取引でも自由に行うこととを認めているものではないと考えております。

我が国を初め主要西側自由主義諸国は、戦略物資の共産圏への無制限な流出を制限する必要があるとの共通の認識に立ってココムに参加しているものでございまして、このようなココムの趣旨から規制すべきものについて申し合わせております。ココムの規制対象につきましては、その必要性につき常時見直しが行われておりますが、現在の東西関係を踏まえれば、このようなココムの規制の廃止といったことは現実的ではないと思ひます。

政府としては、ココム違反に対する制裁は、それぞれの国がみずから責任で行うべきものであり、他国の違反に対し一方的な制裁を科すことはましては反対の意を表明しております。私も、訪米の際などに、その旨強く表明してきているところです。(拍手)

○副議長(多賀谷真穂君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(多賀谷真穂君) 本日は、これにて散会

午後三時三十二分散会

昭和六十二年八月二十日 衆議院会議録第十号

朗説を省略した議長の報告

一一一六

## (議案付託)

戦時中国國家総動員法で徵用された朝鮮半島出身者の遺骨収集に関する質問主意書

補欠  
木村  
義雄君

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

三原 朝彦君  
宮里 松正君  
池田 克也君  
社会労働委員

辞任

片岡 武司君

古賀 誠君

自見庄三郎君

高橋 一郎君

戸沢 政方君

中山 成彬君

野呂 昭彦君

三原 朝彦君

箕輪 登君

伊藤 忠治君

木村 守男君

谷川 和穂君

佐藤 岩夫君

高橋 成彬君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

佐藤 九郎君

高橋 朝彦君

戸沢 政方君

中山 勝君

谷川 錦木

早川 松田

野呂 松永

〔別紙〕

衆議院議員草川昭三君提出戦時中國家総動員法で徴用された朝鮮半島出身者の遺骨収集に関する質問に対する答弁書

について

昭和十四年から昭和二十年の間に旧國家総動員法(昭和十三年法律第五十五号)により徴用された朝鮮半島出身者(以下「朝鮮半島出身徴用労働者」という。)については、これに関する資料は現存しておらず、その実態は確認できない。

二について  
死亡者の遺骨の取扱いについても、一についてにおいて述べたと同様の理由から確認できない。

三について

1 朝鮮半島出身徴用労働者の遺骨である可能性がある遺骨について、現在把握している数は次のとおりである。  
ア 昭和五十一年に民間により収集され、西本願寺派広島分院に安置されている遺骨八十一柱  
十数柱

イ 昭和五十八年五月及び昭和五十九年六月に政府が収集し、長崎県芦辺町にある納骨堂に安置されている遺骨四十五柱

2 1の遺骨についての方針については、送還について韓国政府と折衝中である。

3 なお、福岡県桂川町にある納骨堂に安置されている無縫仏の遺骨四百五十柱の中には、日本人の遺骨のほか朝鮮半島出身徴用労働者の遺骨も含まれている可能性があるが、これらの遺骨については、地元住民により手厚く供養されているところである。

四について

朝鮮半島出身徴用労働者の遺骨の収集及び送還については、人道上の見地から可能な限り対応することとして、遺骨の収集については厚生省が担当し、遺骨の送還についての韓国政府との連絡調整は外務省が担当してきたところである。

五について

朝鮮半島出身徴用労働者が事変地若しくは戦地における勤務に従事中のものと陸軍若しくは海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員若しくは鉱員又は船舶運営会の運航する船舶の乗組船員に該当する場合には、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百三十七号)第二条第一項の軍属にあたる。

なお、軍属にあたる場合であつても、当該朝鮮半島出身徴用労働者又はその遺族が日本国籍を有しない場合には、同法第十一條等により援護の措置は受けられない。

右答弁する。

#### 商品取引所の市場管理に関する質問主意書

昭和六十二年八月七日

提出者 草川 昭三

衆議院議長 原 健三郎殿

商品取引所の市場管理に関する質問主意書

私は、昭和五十九年三月の衆議院予算委員会以来、機会あるごとに農田商事の違法性を追及してきた。なかでも被害者救済の立場から、農田商事資産の確保を図るべく永野一男会長が商品取引市場に多額の資金をつき込んでいた事実を指摘し、それが徹底解明を当局に求めってきた。その後、農田商事破産管財人によつて、この指摘が正しかつたことが証明され、当初否定していた農水省も昭和六十一年十二月五日の答弁書(内閣衆質一〇七第一四号)でその事実を認めた。

この豊田商事の資金が先物市場に流れていることとを解説する中で、商品取引所でルールを無視した取引が横行していること、また、悪質な海外先物取引業者などと密接な関係にある取引員が存在するなどの問題点が明らかになつてきた。ことしあし、七月に入り横浜外三取引所が、加盟取引員に取引所の市場管理要綱に違反する行為があつたとして売買停止処分を行つたことは、指摘したルール違反があつたことを明らかにしたものである。取引所に対する指導は当然のこととして、日頃から「適切な受託を行うよう指導している」という監督官厅たる農水省はこの事実をどのように受け止めているのか見解を求める。

わゆる仕手の商品を蚕糸事業団が買い上げることになり多くの批判を浴びる結果となつた。一方、

よるものと聞くが、そもそもこの行為は、委託者が取引員に要求して行つたものか、それとも取引員が委託者に持ちかけて行つたもののか、または取引員が勝手に行つたものなのか、その事実を明らかにされたい。

二 横浜生糸取引所は、本年五月、取引員七社に對し監査を行つたが、今回処分を受けた二社以外の取引員についてはどのような取扱いになつてゐるのか明らかにされたい。

三 横浜生糸取引所は、本年五月、取引員七社に對し監査を行つたが、今回処分を受けた二社以外の取引員について、「(前略)」その申請に係る商品取引員の受託業務の遂行の状況等を総合的に判断して行つてある。(内閣衆質一〇八第一二号)と答弁した。今回処分があつた取引員の許可更新に当たり農水省はどういう対応をするのか見解を求める。

また、今後再びこのような不祥事を起こさないためにも取引員の許可更新は一層厳格にすべきと考えるが、今回の一連の経緯を踏まえた上で、農水省の姿勢を明らかにされたい。

四 農水省は、取引員の許可更新に当たり農水省はどのように取引員の受託業務の遂行の状況等を総合的に判断して行つてある。(内閣衆質一〇八第一二号)と答弁した。今回処分があつた取引員の許可更新に当たり農水省はどういう対応をするのか見解を求める。

五 この際、次の各項について農水省の見解を明らかにされたい。

1 商品取引所法第九十条で「買占め」とはどのような行為をさすのか。具体的な目安を上げて説明されたい。

2 同じく「充崩し」とは何か。

3 「仕手」とは何か。

4 「仕手を排除する」とはどういうことをさすのか。また農水省が「仕手の排除」を取り所に指導するのはどういう場合なのか、その根拠を含め改めて説明されたい。

(農水省は「仕手」及び「仕手を排除する」という表現を「商品取引所における市場管理対策等の強化について・四八食流第九七七号」において使用している)

## 官 報 (号 外)

の誘導基準をクリアーした専業取引員六社を発表した。これによると、前回に比べ二社が基準を外れている。この誘導基準の内容は、①紛議の発生が少ない、②主務省・取引所の制裁を受けない、③商品取引の社会的信用失墜を招いていないもの等である。現在、委託者にとつて資金を預かる取引員の財務内容や経営状態を判断する手段が皆無に等しい中、この基準をクリアーしたということは、取引員を選ぶ際の有力な判断材料になつている。事実、クリアーした取引員自身、その旨を表明し営業活動を行つてはいる。このことは結果的に政府が委託者に対し取引員の信用を与えたことになる。今回誘導基準を外れた取引員に対し通産省はどのような指導を行うのか明らかにされたい。

七 昭和五十八年度決算及び昭和五十九年度決算の議決に、「蚕糸業をめぐる諸情勢に対応し、蚕糸砂糖類価格安定事業団の生糸の過剰在庫について、その計画的処理に努めるべきである」とあるが、政府はその後どのような対策を講じてはいるのか、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一〇九第一三号  
昭和六十二年八月十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿  
衆議院議員草川昭三君提出商品取引所の市場管理に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕  
衆議院議員草川昭三君提出商品取引所の市場管理に関する質問に対する答弁書  
について  
横浜生糸、神戸生糸、前橋乾繭及び豊橋乾繭の各取引所は、昭和六十二年五月上旬から同年六月下旬にかけて、それぞれその所属の商品取引員の受託業務について監査を行つた

が、その結果二商品取引員について市場管理要綱違反があつたため、当該商品取引員の所屬する商品取引所は、処分を行つた。今回の処分は、商品取引所が、所要の監査を行い、定款等に照らして決定したものと理解している。

## 二について

今回処分を行つた商品取引所は、処分された商品取引員が受託した複数の委託者口座に係る商品取引は、特定の個人の意思によりなされたものであると判断した。これらの取引は、当該商品取引所の市場管理要綱の受託建玉数量制限規定に違反するものであり、定款の定めるところにより処分を行つたものであると聞いてはいる。

## 三について

横浜生糸取引所は、商品取引員七社に対し監査を行つたが、このうち今回処分された二社を除く商品取引員のうち二社について、理事長名による戒告又は文書注意を行つた。

## 四について

商品取引員の許可の更新については、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第四十四条规定第一項第二号及び第三号に掲げる要件の遂行の状況等を総合的に判断して行つてはいるところである。

## 五について

今回処分された商品取引員の許可の更新については、商品市場において不当な価格の形成を目的として著しく大量の買付け又は売付けを行うことをいうものと解している。

## 五の3及び4について

御指摘の昭和四十八年の通達による指導は、諸物価の異常な高騰を背景として行われたものであり、投機の動機が著しく強く、その動向が注

日されるいわゆる仕手の商品市場への参入により商品市場が正常に機能することを妨げられるようなことがないよう、日頃の指導に加え、特に行われたものである。

## 六について

商品取引員に対しては、従来から、財務及び営業内容の一層の向上に努めるよう指導しているところであり、今後とも引き続き同様の指導を行つことにより、商品取引員の社会的信用の向上と商品市場の健全な発展に努めてまいりたい。

## 七について

蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)の在庫生糸については、昭和六十二年六月に事業団の売買業務に関する新たな運営方針を定め、同年三月に引受けを行つた安定基盤価格等の下で、この方針に即しその計画的処理を行ふこととしている。

なお、同年七月末現在の事業団の在庫数量は十四・二万俵であり、五年前の水準まで減少している。

## 右答弁する。

蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)の在庫生糸については、昭和六十二年六月に事業団の売買業務に関する新たな運営方針を定め、同年三月に引受けを行つた安定基盤価格等の下で、この方針に即しその計画的処理を行ふこととしている。

なお、同年七月末現在の事業団の在庫数量は十四・二万俵であり、五年前の水準まで減少している。

## 右答弁する。

國会に提出する。

昭和六十二年七月二十四日  
内閣総理大臣 中曾根康弘

國土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案

別表(第三条関係)

路 線 名	起 点	終 点	主 た る 経 過 地
北海道横断自動車道	根室線	函館市	北海道
北海道縦貫自動車道	網走線	稚内市	北海道
東北縦貫自動車道	八戸線	東京都	北海道
東北横断自動車道	網走線	青森市	北海道
東北横断自動車道	八戸線	花巻市付近	北海道

國土開発幹線自動車道建設法(昭和三十二年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

東北横断自動車道	北海道横断自動車道	北海道縦貫自動車道	東北縦貫自動車道	東北横断自動車道
酒田線	金石秋田線	八戸線	網走線	八戸線
仙台市	金石市	東京都	函館市	青森市
酒田市	秋田市	青森市	稚内市	花巻市付近
酒田市	山形市付近	北上市	岩見沢市	横手市付近

		いわき新潟線		いわき市新潟市		会津若松市付近	
日本海沿岸東北自動車道		相馬市新潟市		青森市新潟市		秋田市付近能代市付近酒田市付近	
東北中央自動車道		横手市新潟市		上越市新潟市		新庄市付近米沢市付近山形市付近	
関越自動車道		上越線新潟線		東京都		川越市本庄市	
常磐自動車道		水戸線館山線		東京都		柏市土浦市水戸市いわき市相馬市	
東関東自動車道		高崎市		仙台市		市付近高崎市付近長野市	
北関東自動車道		那珂湊市		習志野市		市付近市付近前橋市	
中央自動車道		富士吉田線		水戸市		千葉市付近木更津市	
第一東海自動車道		長野線西宮線		那珂湊市		大月市	
東海北陸自動車道		東京線		富士吉田市		神奈川県津久井郡相模湖町	
第二東海自動車道		高崎市		富士吉田市		大月市	
近畿自動車道		第一東海自動車道		長野市		神奈川県津久井郡相模湖町	
伊勢線		東京線		西宮市		大月市	
名古屋大阪線		名古屋市		小牧市		大月市	
名古屋市		新潟市		砺波市		大月市	
神戸市		吹田市		滋賀県坂田町		大月市	
名古屋市		名古屋市		名古屋市		大月市	
神戸市		吹田市		厚木市付近		大月市	
名古屋市		四日市市		山梨県中巨摩郡甲西町付近		大月市	
神戸市		四日市市		山梨県中巨摩郡甲西町付近		大月市	
名古屋市		津市		山梨県中巨摩郡甲西町付近		大月市	
神戸市		天理市		岐阜市		大月市	
名古屋市		大阪市		金沢市		大月市	
神戸市		大阪市		敦賀		大月市	

		紀勢線		和歌山市田辺市付近新宮市付近尾尾		郡勢和村付近三田市付近福知山市舞鶴市小浜市	
		敦賀線		吹田市下関市		兵庫県加東郡漁野町津山市三次市	
		中国縦貫自動車道		吹田市下関市		島根県鹿足郡六日市町山口市	
		山陽自動車道		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		中国横断自動車道		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		姫路鳥取		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		姫路市		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		尾道松江線		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		岡山米子線		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		岡山市		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		境港市		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		岡山市		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市		兵庫県佐用郡佐用町付近	
		三次市付近		吹田市下関市			

の予定路線について、北海道横断自動車道等の既定路線を一部延伸するとともに、日本海沿岸東北自動車道等の路線を新たに追加しようとするものである。

## 二 議案の可決理由

本案は、国土開発の基盤である高速自動車交通網の整備を図るため、妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十二年八月十九日

建設委員長 原 健三郎殿 村岡 兼造

〔別紙〕

国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 國土開発幹線自動車道をはじめとする高規格幹線道路網については、その緊要性に鑑み、早期整備に努めること。

一 路線計画の策定及び事業採択に当たつては、國土の均衡ある発展と地域社会の活性化に寄与するよう十分配慮し、地域住民の合意の形成に努めること。

一 高規格幹線道路網の整備を促進するため、道路財源の充実・確保を図ること。

特に、國土開発幹線自動車道については、国費の活用も含め健全な経営体制を確立すること。

一 アクセス道路の整備、道路構造の防災化等を促進し、地域生活環境の改善に資することともに、安全で円滑な交通の確保に努めること。

一 事業の実施に当たつては、自然環境の保全、埋蔵文化財の保存及び交通公害の未然防止等に積極的に対応し、環境影響評価の適正な実施に努めること。

努力すること。

大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案

右  
昭和六十二年三月十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

国会に提出する。

第六条を第七条とする。

4 農林水産大臣は、基準価格及び第二項の農林水産大臣の定める数量を定めるに当たつては、大豆生産又はなたね生産における生産性の向上及び大豆又はなたねの品質の改善に資するよう配慮するものとする。

第六条を第七条とする。

大豆なたね交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一号）の一部を次のよう改訂する。

第二条第一項中「次条」を「第四条」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項各号列記以外の部分

中「標準販売価格」の下に「その標準販売価格が政令で定めるところにより生産者団体等の大豆又はなたねの販売価格の動向、輸入に係る大豆又はなたねの販売価格の動向等を考慮して農林水産大臣の定める最低標準額を下回る場合にあつては、その最低標準額」を加え、「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第一号を次のよう改め

る。

一 政令で定めるところにより、販売すること

を主たる目的として大豆又はなたねの生産を行つていてと認められる生産者の生産費その他の大豆又はなたねの生産条件、大豆又はなたねの再生産を確保することを旨として農林水産大臣が定める金額（以下「基準価格」という。）

第三条農林水産大臣は、基準価格を大豆又はなたねの種類、銘柄又は等級の別（以下「種類等別」という。）に応じて定める場合には、標準販売価格及び前条第二項の最低標準額については種類等別に定めないことができる。この場合においては、前条第二項中「第一号の基準価格」とあるのは「種類等別に次条第一項に規定する種類等別をいう。」の第一号の基準価格」と、「大豆又はなたねの数量」とあるのは「当該種類等別の大豆又はなたねの数量」と、「農林水産大臣の定める数量を」とあるのは「当該種類等別の農林水産

大臣の定める数量を」と、「数を乗じて得た金額」とあるのは「数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額」とする。

2 基準価格並びに標準販売価格及び前条第二項の最低標準額が種類等別に定められる場合における同項の規定の適用について必要な技術的説明は、政令で定める。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の大豆なたね交付金暫定措置法の規定は、大豆については昭和六十二年産のものから、なたねについては昭和六十三年産のものから適用する。

3 昭和六十二年以前の生産に係る大豆及び昭和六十二年以前の生産に係るなたねに係る交付金の交付については、なお従前の例による。

## 理由

最近における大豆生産及びなたね生産をめぐる諸情勢の変化に對処し、大豆又はなたねに係る交付金について、生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮しつつ生産状況等を的確に反映して交付するため、その金額の算定に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一条 大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、第百八回国会附帯第六号）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における大豆生産及びなたね生産をめぐる諸情勢の変化に對処し、大豆又はなたねに係る交付金について、生産状況等を的確に反映させるとともに、一層の生産性の向上及び品質の改善に資するようその金額の算定に関する規定を整備しようとするものであり、その

主な内容は次のとおりである。

1 生産者に保証すべき価格水準として農林水産大臣が定める基準価格の算定方法について、現行のパリティ価格等を参考する方式から、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向、物価等を参考する方式に改めるこ

と。

2 良品質の大豆又はなたねの生産を誘導するため、交付金の金額の算定基礎となる基準価

格等を種類、銘柄又は等級の別に応じて定めることができることとする。

3 生産者団体等による一層の販売努力を促進するため、交付金の算定基礎となる標準販売価格に最低標準額を設けることとする。

4 本制度の運営に当たつて大豆又はなたねの生産性の向上及び品質の改善に資するよう配慮する旨を明確にすること。

5 この法律は交付の日から起算して三月を超える範囲内において政令で定める日から施行することとともに、この法律による改正後の規定は、大豆については昭和六十二年産のものから、なたねについては昭和六十三年産のものから適用すること。

二 議案の可決理由  
本案は、大豆又はなたねに係る交付金の交付について、生産状況等を的確に反映させる等の措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和六十二年八月十九日

衆議院議長 原 健三郎殿 農林水産委員長 玉沢徳一郎

〔別紙〕

大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

大豆及びなたねは、畑作における合理的な輸作

の基幹作物として、また水田における重要な駆作物として農地の高度利用と農家の所得確保を図

るうえで大きな役割を果たしている。

よつて政府は、中長期展望の下に国内産大豆及びなたねの自給力の向上をめざした生産振興を図ることともに、本法の施行に当たつては、左記事項の実現に努め、生産農家の経営安定に遺憾なきを期すべきである。

記

一 基準価格については、生産者の理解が得られることとされる。

2 たつては、従来の価格算定の経緯、大豆及びなたねの生産実態等をも十分勘案し、再生産の確

保が図られる価格を実現すること。

3 なお、生産性向上の反映については、農家への還元にも十分配慮して行うこと。

4 二 種類別基準価格の設定については、関係者の意見が十分反映できるよう必要な措置を講ずることともに、各品種の地域的な適応性、優良品種の開発普及状況等地域ごとの制約にも十分配慮すること。

5 三 最低標準額については、従来の国内産大豆及びなたねの市場実勢を尊重し、生産者団体等の販売努力により達成得る水準に決定するとともに、為替レートの変動等による輸入価格の低落等が国内産価格の低落に著しい影響を及ぼす場合には、その変更を速やかに行うこと。

四 四 大豆及びなたね作の生産性向上を図るため、土地基盤の整備、経営規模の拡大、生産の組織化及び圃地化、機械化一貫作業体系の確立等生産条件の早急な整備に必要な各種施策の拡充強化に努めること。

五 共同乾燥調製施設の整備、広域的な集出荷体制の確立等を積極的に推進すること。

6 また、良質かつ安定多収品種の育成、地域に応じた栽培技術の改良、高性能機械の開発等の試験研究の拡充に努めること。

右決議する。

日本電信電話株式会社の株式の売払収人の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案

日本電信電話株式会社の株式の売払収人の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案

昭和六十二年七月六日 内閣総理大臣 中曾根康弘

右

国会に提出する。

内閣総理大臣 中曾根康弘

右

昭和六十二年七月六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

右

内閣総理大臣 中曾根康弘

2 急に実施する必要のあるもの

前項の国貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)を超えない範囲内で別に法律で定める。

第三条 国は、当分の間、国民経済の基盤の充実に資する施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進することを目的とする法律に基づき当該施設を整備する事業その他の政令で定める事業のうち、地方公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資又は拠出に係る法人が行う事業でこれら事業により整備される施設がその周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすと認められるものに係る資金について、日本開発銀行、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫(以下この項、第六条及び第七条において「日本開発銀行等」という。)が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、日本開発銀行等に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

第四条 国は、第二条第一項第二号に該当する事業に要する費用に充てる資金を地方公共団体等の負担又は補助を受けずに実施する公共的建設事業設事業のうち、当該公共的建設事業(これと密接に関連する他の事業を含む。)により生ずる収益をもつて当該公共的建設事業に要する費用を支弁することができるところによつて認められるものと認めたるところによつて、別に法律で定めるところによつて、該貸付金の償還時に於いて行うものとする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用等)

第五条 补助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号。以下



2 当分の間、第一条第一項の規定の適用については、同項中「産業投資特別会計」とあるのは「同勘定」とする。

は「産業投資特別会計産業投資勘定」と、「同会計」とあるのは「同勘定」とする。

**別表(第五条関係)**

第二条第四項	交付の目的に従つて	交付の目的に従つて
第三条第二項	交付の	交付の
第六条第一項	交付の	交付の
第十一条第三項	交付の	交付の
第十五条第一項	交付の決定	交付の決定
第十八条第一項	交付の	貸付けの
第十九条第三項	交付すべき	貸付けの
第二十条	交付すべき	貸付けの
第二十六条	交付すべき	貸し付けるべき
第二十七条	委任すること	貸し付けるべき
第二十九条第一項	交付する	その貸付け
第二十九条第二項	交付又は	貸付け又は交付若しくは

**理由**

日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金を活用し、社会資本の整備の促進を図るため、国の無利子の貸付制度を創設するとともにその財源措置その他同制度の運用に関する必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金を活用し、社会資本の整備の促進に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書  
議案の目的及び要旨**

本案は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用し、社会資本の整備の促進を図るために、国が該資金の運用等に関し必要な事項を定めようとするもので、その概要是次のとおりである。

**一 国の無利子貸付け**

1 国は、当分の間、別に法律で定めるところにより、公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な建設の事業(以下

「公共的建設事業」という。)で、次に掲げるものに要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けることができるものとする。

(一) 地方公共団体以外の者が国の負担又は補助を受けずに実施する公共的建設事業

のうち、当該事業(これと密接に関連する他の事業を含む。)により生ずる収益をもつて当該事業に要する費用を弁することができるものと認められるもの

(二) 地方公共団体等が実施する公共的建設

事業のうち、一定の区域の整備及び開発の事業の一環として一体的かつ緊急に実施する必要のあるもの

2 国は、当分の間、国民経済の基盤に資する施設の整備を民間事業者の能力を

活用して促進することを目的とする法律に基づき当該施設を整備する事業その他の政令で定める事業のうち、地方公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資又は拠出に係る法人が行う事業(これらの事業により整備される施設がその周辺の相当程度広範囲の地域に対し適切な経済的効果を及ぼすと認められるものに係る資金について、日本開発銀行等が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、日本開発銀行等に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができるものとすること)。

3 締入規定

1 政府は、当分の間、前記1の1(1)の事業に要する費用に充てる資金を地方公共団体等に無利子で貸し付けた場合には、当該貸付けの対象とした事業に係る国の負担又は補助については、別に法律で定めるところにより、当該貸付金の償還時において行うものとする。

2 政府は、前記1の1(1)の貸付けに係る経理を行う産業投資特別会計以外の特別会計への繰入並びに前記1の1及び2の貸付けの財源に充てるため、各会計年度における国債整理基金の運営に支障のない範囲内で、日本電信電話株式会社の株式の売払収入金に相当する金額の一部を、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計から一般会計を通じて産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れることができることとする。

3 政府は、前記1の繰入金については、後日、当該繰入金に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、産業投資特別会計社会資本整備勘定から一般会計を通じて

昭和六十二年八月二十日 衆議院会議録第十一号

日本社会の本質を理解するうえで、この「社会的本質」の概念は、非常に重要な意味を持つ。それは、社会現象を理解するうえで、個々の行動や意思決定だけではなく、その行動や意思決定が生じる社会的背景や構造、規範などの複数の要因を考慮する必要があることを示す。つまり、社会現象は、個々の行動者だけではなく、社会全体の構造や規範によって影響を受け、また、個々の行動者が社会全体の構造や規範によって影響を受ける。したがって、社会現象を理解するうえで、個々の行動者だけではなく、社会全体の構造や規範を考慮する必要があります。

#### 四 産業投資特別会計法の特例

- 前記三の1の繰入れ及び貸付けに関する  
政府の経理は、当分の間、産業投資特別会  
計において行うものとすること。

2 前記1の場合においては、同特別会計は、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に付せられた。

- 五  
区分すること  
施行期日

日本電信電話株式会社の株式の売払収入に

- よる国債整理基金の資金を活用し、社会資本の整備の促進を図るために、国の無利子の貸付制度を創設することは、現下の経済情勢にか

んがみ、時宜を得た適切な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

- なお、本案に対しても、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

### 第三 不実旅行の件(二集措置)

- 整備勘定の歳入として、一般会計が国債整理基金特別会計から受け入れた日本電信電話株式会社の株式の売却収入による国債整理基金の資金の一部に相当する四千五百八十億円及びこの勘定の事務費の財源を一般会計から受け入れるとともに、歳出については、特定の公共事業資金貸付金として総額四千億円、民間能力活用施設整備事業資金貸付金五百八十億円、事務費千百七十八万五千円を計上してい

右報告する。

昭和六十二年八月十九日

衆議院議長 原 健三郎殿 大蔵委員長 池田 行彦

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

わが国の置かれている現下の内外社会経済情勢にかんがみ、引き続き適切かつ機動的な財政金融政策の運営等により、均衡かつ調和ある経済発展に努めること。

今後とも公債の償還に支障なきよう、所要の償還財源の確保に努め、もつて公債に対する国民の信頼の保持に万全を期すること。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の一部を原資とする貸付金については、内需拡大・地域活性化という目的に資するため、真に緊急かつ必要な事業に対して重点的に配分するとともに、その回収に当たつては万全を期すること。

六十二年度以降の日本電信電話株式会社の株式の売払いに当たつては、上場後における巨大量規模の株式売却となることからかんがみ、既存の株主に対する影響及び株式市場全般に対する影響を考慮の上、市場価格に連携した適正な價格で売却するよう努めること。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律	<p><b>目次</b></p> <p><b>第一章 総理府関係(第一条—第五条)</b></p> <p><b>第二章 大蔵省関係(第六条—第十二条)</b></p> <p><b>第三章 厚生省関係(第十三条・第十四条)</b></p> <p><b>第四章 農林水産省関係(第十五条—第二十条)</b></p> <p><b>第五章 通商産業省関係(第二十一条)</b></p> <p><b>第六章 運輸省関係(第二十二条—第二十五条)</b></p> <p><b>第七章 建設省関係(第二十六条—第四十五条)</b></p>
<b>附則</b>	
<b>第一章 総理府関係</b>	
(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)	
<b>第一条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。</b>	
附則に次の五項を加える。	
6 国は、当分の間、港湾管理者(港湾法(昭和二十五年法律第二百三十八号)第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。)に対し、第六条第一項の規定により国がその費用について補助する同法第二条第五項第十一号に掲げる港湾施設用地の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第二号)第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六条第一項の規定(この規定による国との補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。	

7 前項の国が貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第六項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第六条第一項の規定による国の補助について、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 港湾管理者が、附則第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。  
別表港湾の項中「(昭和二十五年法律二百八十八号)」を削る。

(北海道東北開発公庫法の一部改正)

第一条 北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。  
附則第九項を次のように改める。  
(無利子貸付け)

9 公庫は、当分の間、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第一号）第三条第一項に規定する事業を行う者に対し、第十九条の規定により当該事業に要する資金の融通を行うときは、無利子で貸し付けることができる。





活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、当該年度における道路法附則第四項若しくは第五項、土地区画整理法附則第二項から第五項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項、沖縄振興開発特別措置法附則第九条第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。  
(治水特別会計法の一部改正)

第九条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。  
附則第二十七項から第三十項までを次のように改める。

27 河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項又は水資源開発公団法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

28 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における治水勘定の歳入及び歳出については、第四条第一項第一号中「一般会計からの繰入金」とある

のは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第五号中「納付金」とあるのは「納付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項から「交付金」とあるのは「交付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項又は水資源開発公団法附則第九条第一項の規定による貸付金の償還金」と、同条第二項第四号中「交付金」とあるのは「交付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項又は水資源開発公団法附則第九条第一項の規定による貸付金の償還金」と、同条第二項附則第九条第一項の規定による貸付金」と、同項第五号中「繰入金」とあるのは「繰入金及び附則第二十九項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

(港湾整備特別会計法の一部改正)  
**第十一条** 港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の四項を加える。

**20** 港湾法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和十九年法律第二百八十九号）附則第六項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかるわらず、この会計において行うものとする。

前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における港湾整備勘定の歳入及び歳出については、第四条第一項第一号中「一般会計からの繰入金」とあるのは、「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二十号）第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第四号及び同条第一項とあるのは「港湾法第五十五条の七第一項、同法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九条第一項」と、同項第七号中「一般会計への

21 沿岸法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第二十一項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金とする。

22 沿岸法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を港湾整備勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

(都市開発資金融通特別会計法の一部改正)

第十九条 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

## 2 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第

二項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかるわらず、この会計において行うものとする。

## 3 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三条第一項中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二十一条）第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からあるのは「借入金の償還金及び利子、附則第四項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

## 4 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項の規定による無利子の貸付金の償還を受けた場合においては、当該償還日の属する年度に、当該貸付金の償還金に相当する金額をこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資額が、当該年度における都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項の規定による無利子の貸付金の合計額を超える場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資額が、当該年度における空港整備法附則第五項から第七項までの規定による無利子の貸付金の合計額を超える場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による同勘定からの繰入金額があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

## （空港整備特別会計法の一部改正）

第十二条 空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

3 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三条第一項中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二十一条）第七条第五項から第七項までの規定による無利子の貸付けに関する政府の経理をこの会計において行う場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三条第一項中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二十一条）第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からあるのは「借入金の償還金及び利子、附則第四項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

## 15 空港整備法附則第五項から第七項までの規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還日の属する年度に、当該貸付金の償還金に相当する金額をこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資額が、当該年度における都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項の規定による無利子の貸付金の合計額を超える場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資額が、当該年度における空港整備法附則第五項から第七項までの規定による無利子の貸付金の合計額を超える場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による同勘定からの繰入金額があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

## （水道法の一部改正）

第十三条 水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三条第一項中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二十一条）第七条第五項から第七項までの規定による無利子の貸付けに関する政府の経理をこの会計において行う場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三条第一項中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二十一条）第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からあるのは「借入金の償還金及び利子、附則第四項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

## 16 空港整備法附則第五項から第七項までの規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還日の属する年度に、当該貸付金の償還金に相当する金額をこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資額が、当該年度における都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項の規定による無利子の貸付金の合計額を超える場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資額が、当該年度における空港整備法附則第五項から第七項までの規定による無利子の貸付金の合計額を超える場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による同勘定からの繰入金額があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

## （廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第十四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

3 前二項の国との貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

## 4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限によることができるごみ処理施設及び屎尿処理施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限によることができるごみ処理施設及び屎尿処理施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

5 国は、第一項の規定により、地方公共団体

よる国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、市町村に対し、前項の規定による場合のほか、廃棄物を処理するための施設(公共下水道及び流域下水道を除く。)の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国との貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により、市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第二十二条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該貸付金の償還時において、当該貸付金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により、市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 市町村が、第一項の規定により、市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8 都道府県が、附則第二項及び第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものみなす。

2 国は、当分の間、市町村に対し、前項の規定による場合のほか、廃棄物を処理するための施設(公共下水道及び流域下水道を除く。)の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国との貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

6 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

7 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

**(土地改良法の一部改正)**

第十五条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

附則に附則第一項とし、附則に次の七項を加える。

2 国は、当分の間、都道府県に対し、第一百一十六条の規定により国がその費用について補助する土地改良事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第二号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)の規定による国が負担又は補助の割合について、これらの規定と異なる定めを定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

6 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

7 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

建築事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第二号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)の規定による国が負担又は補助の割合について、これらの規定と異なる定めを定める場合について、これらの規定と異なる定めを定めた場合には、当該異なる定めを定めた法令の規定を含む。(以下同じ。)により国が負担し、又は補助の金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

10 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十条第四項の規定により国がその費用について補助することができる漁港修築事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、この規定による国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

11 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前二項の規定による場合のほか、漁港施設の整備並びにこれと併せて漁港施設に相当する施設及び漁港の環境の整備を行う事業(第二十条第二項、第三項又は第四項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する漁港修築事業を除く。)で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部(漁港施設の整備並びにこれと併せて漁港施設に相当する施設及び漁港の環境の整備を行う事業(第二十条第二項、第三項又は第四項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する漁港修築事業を除く。)で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部)はその者に対し都道府県が補助する費用に充て

る。

3 国は、当分の間、都道府県に対し、農業集落排水施設整備事業その他土地改良施設の機能を補完し又はその適正な管理を確保するため必要な施設等を整備する事業のうち土地改良事業と併せて行うもので社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用に充て

る。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

6 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

7 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

**(漁港法の一部改正)**

第十六条 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の十項を加える。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十条第二項又は第三項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する漁港修築事業を行つた事業以外の事業を市町村が施行する場合にあつては、当該市町村に対し都道府県が

昭和六十二年八月二十日 衆議院会議録第十号

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律  
の整備に関する法律案及び同報告書

二四〇

を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

12 前項の國の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

13 前項に定めるもののほか、附則第九項から第十一項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他の償還に関し必要

な事項は、政令で定める。

14 附則第九項又は第十項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第二十条第五項及び第二十四条の二から第二十四条の四までの規定の適用については、次

欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲

げる字句とする。

第二十条第五項	第二項又は第三項	附則第九項
負担し、又は補助することとなる	貸し付けることとなる	
第二十条第一項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項	
負担金又は補助金の交付	貸付金の貸付け	
当該負担金又は補助金	当該貸付金	
第二十条第二項、第三項又は第四項	附則第九項又は第十項	
負担金又は補助金	貸付金の貸付け	
当該負担金又は補助金	当該貸付金	
第二十四条の三	附則第九項又は第十項	
負担し、又は補助する	貸し付ける	
当該負担金又は補助金	当該貸付金	
第二十四条の四	附則第九項又は第十項	
負担金又は補助金の交付	貸付金の貸付け	
交付せず	貸し付けず	
当該負担金又は補助金	当該貸付金	
負担金又は補助金をその交付	貸付金をその貸付け	

15 國は、附則第九項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、當該貸付けの対象である漁港修築事業に係る第二十一条第二項又は第三項の規定による國の負担又は補助については、當該貸付金の償還時において、當該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

16 國は、附則第十項の規定により、地方公共

17 國は、附則第十一項の規定により、地方公

18 地方公共団体が、附則第九項から第十一項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十二項及び第十三項の規定に基づき定められる償還期限を繰上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、當該償還は、當該償還期限の到来時に行はれたものとみなす。  
(森林法の一部改正)

第十七条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のよう改正する。

附則に次の九項を加える。

6 國は、当分の間、都道府県に対し、第四十一条第二項の規定により國がその費用について補助することができる保安施設事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第六号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、當該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により國が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 國は、当分の間、都道府県に対し、第百九十三条の規定により國がその費用について補助する造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道

府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金について、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百九十三条の規定（この規定による國が補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、當該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により國が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

8 國は、当分の間、都道府県に対し、前項の規定による場合のほか、林道その他の林業生産基盤の整備並びにこれと併せて行う林業施設の導入及び森林生产力の維持増進に資するための環境の改善に必要な条件の整備に関する事業（第一百九十三条の規定により國がその費用について補助する事業を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

9 前項の國の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

10 前項に定めるもののほか、附則第六項から第八項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

11 國は、附則第六項の規定により、都道府県に対し貸付けを行つた場合には、當該貸付けの対象である保安施設事業について、第四十条第二項の規定による當該貸付金に相当する金額の補助を行つものとし、當該補助については、當該貸付金の償還時において、當該貸付金の償還金に相当する金額を交付する

ことにより行うものとする。

12 國は、附則第十項の規定により、都道府県に対し貸付けを行つた場合には、當該貸付けの対象である保安施設事業について、第四十条第二項の規定による當該貸付金に相当する金額の補助を行つるものとし、當該補助につ





七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九条第一項の規定により國がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「國が負担し、若しくは補助した」とあるのは「附則第二十一項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第九項若しくは沖縄振興開発特別措置法附則第九条第六項に規定する國の負担若しくは補助若しくは附則第二十二項若しくは第二十三項に規定する國の負担若しくは補助又は附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による國の補助に係るものについては、適用しない。  
(北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部改正)  
附則に次の六項を加える。

8 前項の國の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第七項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 附則第七項の規定により國が港湾管理者に対し貸付けを行う場合における第一条第二項において準用する港湾法第四十二条第四項の規定の適用については、同項中「これによつて國が負担することとなる金額」とあるのは、「北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項の規定により國が貸し付けることとなる金額」とする。

11 國は、附則第七項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第一条第一項の規定による國の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 港湾管理者が、附則第七項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。  
(空港整備法の一部改正)  
第二十四条 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の十二項を加える。  
(國の無利子貸付け等)

八条第一項又は第九条第一項の規定により国がその費用について負担する空港の施設の新設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第二号)以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第八条第一項又は第九条第一項の規定(これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定による場合は、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

8 前三項の國の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第五項から第七項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 附則第五項の規定により國が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第八条第三項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第八条第三項中「第一項の規定により國が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第五項の規定により國が貸し付けることとなる金額」とする。

11 國は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第八条第一項又は第九条第一項の規定による國の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 國は、附則第六項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事について、第八条第四項又は第九条第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 國は、附則第七項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。







で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十九条の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則に次の四項を加える。

11 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

12 前項に定めるもののほか、附則第十項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

13 国は、附則第十項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である都市公園の新設又は改築について、第十九条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行ふものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

14 地方公共団体が、附則第十項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十一項及び第十二項の規定に基づき定められた償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行なわれるものとみなす。

(地すべり等防止法の一部改正)

第三十三条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十九条の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

(国の無利子貸付け等)

第八条 国は、当分の間、都道府県に対し、第

(下水道法の一部改正)

第三十四条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「以下「新法」という」を「以下この条及び次条において「新法」という」に改める。

附則第五条を次のように改める。

(国は、当分の間、施行者に対し、第二十七

5

とにより行うものとする。

6

とにより行うものとする。

7

とにより行うものとする。

8

とにより行うものとする。

9

とにより行うものとする。

10

とにより行うものとする。

11

とにより行うものとする。

12

とにより行うものとする。

13

とにより行うものとする。

14

とにより行うものとする。

15

とにより行うものとする。

16

とにより行うものとする。

17

とにより行うものとする。

18

とにより行うものとする。

19

とにより行うものとする。

20

とにより行うものとする。

21

とにより行うものとする。

22

とにより行うものとする。

23

とにより行うものとする。

24

とにより行うものとする。

25

とにより行うものとする。

26

とにより行うものとする。

27

とにより行うものとする。

28

とにより行うものとする。

29

とにより行うものとする。

30

とにより行うものとする。

31

とにより行うものとする。

32

とにより行うものとする。

33

とにより行うものとする。

34

とにより行うものとする。

35

とにより行うものとする。

36

とにより行うものとする。

37

とにより行うものとする。

38

とにより行うものとする。

39

とにより行うものとする。

40

とにより行うものとする。

41

とにより行うものとする。

42

とにより行うものとする。

43

とにより行うものとする。

44

とにより行うものとする。

45

とにより行うものとする。

46

とにより行うものとする。

47

とにより行うものとする。

48

とにより行うものとする。

49

とにより行うものとする。

50

とにより行うものとする。

51

とにより行うものとする。

52

とにより行うものとする。

53

とにより行うものとする。

54

とにより行うものとする。

55

とにより行うものとする。

56

とにより行うものとする。

57

とにより行うものとする。

58

とにより行うものとする。

59

とにより行うものとする。

60

とにより行うものとする。

61

とにより行うものとする。

62

とにより行うものとする。

63

とにより行うものとする。

64

とにより行うものとする。

65

とにより行うものとする。

66

とにより行うものとする。

67

とにより行うものとする。

68

とにより行うものとする。

69

とにより行うものとする。

70

とにより行うものとする。

71

とにより行うものとする。

72

とにより行うものとする。

73

とにより行うものとする。

74

とにより行うものとする。

75

とにより行うものとする。

76

とにより行うものとする。

77

とにより行うものとする。

78

とにより行うものとする。

79

とにより行うものとする。

80

とにより行うものとする。

81

とにより行うものとする。

82

とにより行うものとする。

83

とにより行うものとする。

84

とにより行うものとする。

85

とにより行うものとする。

86

とにより行うものとする。

87

とにより行うものとする。

88

とにより行うものとする。

89

とにより行うものとする。

90

とにより行うものとする。

91

とにより行うものとする。

92

とにより行うものとする。

93

とにより行うものとする。

94

とにより行うものとする。

95

とにより行うものとする。

96

とにより行うものとする。

97

とにより行うものとする。

98

とにより行うものとする。

99

とにより行うものとする。

100

とにより行うものとする。

101

とにより行うものとする。

102

とにより行うものとする。

103

とにより行うものとする。

104

とにより行うものとする。

105

とにより行うものとする。

106

とにより行うものとする。

107

とにより行うものとする。

108

とにより行うものとする。

109

とにより行うものとする。

110

とにより行うものとする。

111

とにより行うものとする。

112

とにより行うものとする。

113

とにより行うものとする。

114

とにより行うものとする。

115

とにより行うものとする。

116

とにより行うものとする。

117

とにより行うものとする。

118

とにより行うものとする。

119

とにより行うものとする。

120

とにより行うものとする。

121

とにより行うものとする。

122

とにより行うものとする。

123

とにより行うものとする。

124

とにより行うものとする。

125

とにより行うものとする。

126

とにより行うものとする。

127

とにより行うものとする。

128

とにより行うものとする。

- 11 前項に定めるもののか、附則第八項及び第九項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は政令で定める。
- 12 国は、附則第八項の規定により、施行者に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である不良住宅の除却又は改良住宅の建設について、第二十七条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとする。
- 13 国は、附則第九項の規定により、施行者に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である改良住宅の改良について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時ににおいて、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 14 国は、附則第九項の規定により、施行者に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である改良住宅の改良について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時ににおいて、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 15 施行者が、附則第八項及び第九項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、当該補助を受けた無利子貸付金について、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 16 前項の規定による貸付けを受けて建設される改良住宅に係る第二十九条の規定の適用については、同条の見出し中「補助」とあるのは「補助又は無利子の貸付け」と、同条第一項中「第二十七条第一項」とあるのは「第二十七条第二項又は附則第八項」と、「補助」とあるのは「補助又は無利子の貸付け」とする。前項の規定により読み替えて適用される第二十九条の規定により公営住宅法第十二条の規定を準用する場合においては、同条第一項中「国又は都道府県の補助」とあるのは「国若

- 17 しくは都道府県の補助又は住宅地区改良法附則第八項の規定による無利子の貸付け」と、国若しくは地方公共団体から補助とあるのは「国若しくは地方公共団体から補助若しくは住宅地区改良法附則第八項の規定による無利子の貸付け」と読み替えるものとする。(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)
- 18 第二十六条 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
- 附則第二項及び第三項を次のよう改める。  
(国の無利子貸付け等)
- 2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十二条第二項の規定により国がその費用について補助することができる共同溝の建設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第二号)第二条第一項に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二条第二項の規定(この規定による国との補助の割合について、この規定による異なる定めをした法令の規定がある場合は、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額を無利子で貸し付けることができる。
- 3 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の償還期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。
- 4 附則に次の三項を加える。
- 5 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第六十条第二項後段、第六十二条、第六十五条の二第一項後段又は第九十六条の規定により国がその費用について負担する改良工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第二号)第二条第一項後段又は第九十六条の規定による国との負担について、当該貸付金の償還時ににおいて、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 6 地方公共団体が、附則第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

- 7 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の償還期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。
- 8 前項に定めるもののほか、附則第五項又は第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 国は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である改良工事に係る第六十条第二項後段、第六十二条、第六十五条の二第一項後段又は第九十六条の規定による国との負担について、当該貸付金の償還時ににおいて、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 10 国は、附則第六項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該貸付金に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 11 地方公共団体が、附則第五項又は第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる貸費期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

- 12 前二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 13 国は、附則第二項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付金に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 14 附則第八項の規定による貸付けを受けて建設される改良住宅に係る第二十九条の規定の適用については、同条の見出し中「補助」とあるのは「補助又は無利子の貸付け」と、同条第一項中「第二十七条第一項」とあるのは「第二十七条第二項又は附則第八項」と、「補助」とあるのは「補助又は無利子の貸付け」とする。
- 15 前項の規定により読み替えて適用される第二十九条の規定により公営住宅法第十二条の規定を準用する場合においては、同条第一項中「国又は都道府県の補助」とあるのは「国若しくは地方公共団体から補助」とあるのは「国若しくは地方公共団体から補助若しくは住宅地区改良法附則第八項の規定による無利子の貸付け」と読み替えるものとする。
- 16 前項の規定により読み替えて適用される第二十九条の規定により公営住宅法第十二条の規定を準用する場合においては、同条第一項中「国又は都道府県の補助」とあるのは「国若しくは地方公共団体から補助」とあるのは「国若しくは地方公共団体から補助若しくは住宅地区改良法附則第八項の規定による無利子の貸付け」と読み替えるものとする。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改  
正)

**第三十八条** 都市開発資金の貸付けに関する法律  
(昭和四十年法律第二十号) の一部を次のよう  
に改正する。

附則第二項を次のように改める。

2  
国は、当分の間、民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定する

された民間都市開発推進機構に対し、同法附則第一項第一号の規定による監査官の監査

則第十四条第一項第一号に掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

3 前項の規定による貸付金の償還期間は、二  
附則に次の二項を加える。

十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とす。

#### 4 前項に定めるもののほか、附則第一項の規

定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定

ある。  
（たとえ完全施設等整備事業に関する緊急措置法

(交通安全法等整備審議会による監査報告書の一部改正)

**第三十九条** 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部

を次のように改正する。  
付則に次の五項を加える。

(国の無利子貸付け等)

5 本は、当分の間、道路管理者（指定区間外）の一般国道にあつては、道路管理者である地

方公共団体の長の統括する地方公共団体。以下同じ。)に対し、第十条第二項又は第三項の

規定により国がその費用について負担し、又は補助する事業。日本電信電話公社は主に未

は補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入による社会資本の整備の

促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律  
第二条第一項第二号に該当する

ものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内二三、一二、第一と第三項又は第二

算の範囲内において 第十条第二項又は第三項の規定（これらの規定による国の負担又は

補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担し、又は補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

7 前項に定めるもののほか、附則第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国は、附則第五項の規定により、道路管理者に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第十条第二項又は第三項の規定による国の負担又は補助については、当該貸付金の償還時ににおいて、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 道路管理者が、附則第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(都市再開発法の一部改正)

第四十条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のよう改める。

附則第五条を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第五条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、市街地再開発事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第一号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものにつき、第一百二十二条第一項に規定す

6 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が、

7 2 国は、当分の間、地方公共団体又は住宅・都市整備公団に対し、市街地再開発事業の施行区域内に居住する者で第七十九条第三項の規定により権利交換計画において施設建築物の一部等又は借家権が与えられないよう定められたものその他当該事業の施行により特に新たな住宅を必要とすることとなるものに賃貸するための住宅の建設の事業で、社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

8 3 前一項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で、政令で定める期間とする。

9 4 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 5 国は、第一項又は第二項の規定により、地方公共団体又は住宅・都市整備公団に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用について、は、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正）

第四十一条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第六項までを次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

2 国は、当分の間、都道府県に対し、第二十一条の規定により国がその費用について補助することができる都道府県官工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第○号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十一条の規定（この規定による国との補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定による場合を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰り上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により、都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付は







(関係行政機関との協調)  
第三条 外務大臣は、被災国政府等より国際緊急援助隊の派遣の要請があつた場合において、第一条の目的を達成するためその派遣が適当であると認めるときは、国際緊急援助隊の派遣に

**第二条** 国際緊急援助隊は、前条に規定する災害に係る次に掲げる活動（以下「国際緊急援助活動」という。）を行うことを任務とする。

一 救助活動

二 医療活動（防疫活動を含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、災害応急対

**第一条** この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合に、当該災害を受け、若しくは受けるおそれのある国（政府又は国際機関（以下「被災国政府等」という。）の要請に応じ、国際緊急援助活動を行う人員を構成員とする国際緊急援助隊を派遣するために必要な措置を定め、もつて国際協力の推進に寄与することを目的とする。

右  
国際緊急援助隊の派遣に関する法律案  
国会に提出する。

三 日本航空株式会社に対し、自主的かつ責任ある経営体制の確立、関連事業の適正化、労使関係の信頼性の向上等を図り、経営基盤の強化を図ることにより、航空運賃の一層の適正化等利用者サービスの向上に努め、公共交通機関としての社会的責任を果たすよう指導すること。

つき協力を求めるため、被災国政府等からの当該要請の内容、災害の種類等を勘査して、別表に掲げる行政機関（次条において「関係行政機関」という。）の長及び国家公安委員会と協議を行う。

（関係行政機関等の措置）

第四条 関係行政機関の長は、前条の協議に基づき、その職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。

2 国家公安委員会は、前条の協議に基づき、都道府県警察に対し、その職員に国際緊急援助活動を行わせるよう、指示することができる。

3 都道府県警察は、前項の指示を受けた場合には、その職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。

4 消防庁長官は、前条の協議に基づき、市町村（東京都及び市町村の消防の一部事務組合を含む。次項において同じ。）に対し、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせるよう、要請することができる。

5 市町村は、前項の要請を受けた場合には、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。

（外務大臣の国際協力事業団に対する命令）

第五条 外務大臣は、第一条の目的を達成するため適当であると認める場合には、国際協力事業団に対し、国際緊急援助活動を前条の規定に基づき行う國若しくは地方公共団体の職員又は同事業団の職員その他の人員を国際緊急援助隊として派遣するよう、命ずることができる。

2 前項の命令は、第三条の協議が行われた場合には、当該協議に基づいて行うものとする。

（国際緊急援助隊の任務の遂行）

第六条 外務大臣は、被災国政府等と連絡を密にし、その要請等を考慮して、国際緊急援助隊の活動の調整を行う。

び第四号の「」に改める。  
第四十二条第三項中「第三号」の下に「第四号  
の二」を加える。  
第四十三条第一項第二号中「及び第四号に掲  
げる」を「第四号及び第四号の二に掲げる」に改  
める。

(消防組織法の一部改正)

第三条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二  
十六号)の一部を次のように改正する。  
第四条中第二十四号を第二十五号とし、第二  
十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次  
の一号を加える。

一(昭和六十二年法律第 号)に基づく国  
際緊急援助活動に関する事項

(海上保安庁法の一部改正)

第四条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十  
八号)の一部を次のように改正する。  
第五条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 国際緊急援助隊の派遣に関する法  
律(昭和六十二年法律第 号)に基づく  
国際緊急援助活動に関する事項

(警察法の一部改正)

第五条 警察法(昭和一十九年法律第二百六十二号)  
の一部を次のように改正する。  
第五条第二項第十五号を同項第十六号とし、  
同項第十四号中「ものの外」を「もののはか」に改  
め、同号を同項第十五号とし、同項中第七号か  
ら第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の  
次に次の一号を加える。

七 國際緊急援助活動に関する事項

第三十条第一項中「第六号まで、第八号から  
第十号まで及び第十三号から第十五号まで」を  
「第七号まで、第九号から第十一号まで及び第  
十四号から第十六号まで」に改める。  
第三十三条第一項中「第五条第二項第九号」を  
「第五条第二項第十号」に改める。

別表(第三条関係)

警	科	環	農	文	厚	國	通	氣	勞	郵	建	技	察	學
上			林											
防	設	施	工	業	生	土	境							
安	保	象	產	水	部	境								
省	廳	廳	廳	廳	廳	廳	廳	廳	廳	廳	廳	廳	廳	廳

外の地域における大規模な災害に対し、緊急の援助活動を行う人員を国際緊急援助隊として被災国に派遣するための必要な措置を定め、もつて国際協力の推進に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 被災国政府等から国際緊急援助隊の派遣要請を受けた外務大臣は、派遣が適当であると認める場合には、関係行政機関の長及び国家公安委員会と協議を行う。

- 協議を受けた関係行政機関の長、協議に基づく国家公安委員会の指示又は消防府長官の要請を受けた都道府県警察又は市町村消防は、その職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。

- 国際緊急援助隊の派遣は、外務大臣の命令に基づき国際協力事業団が行う。

- 国際緊急援助隊は、救助活動、医療活動等を行うことを任務とする。

- 国際緊急援助隊は、外務大臣の調整の下に、被災国政府等の要請を十分に尊重して行動する。

- この法律は、公布の日から施行する。

## 二 議案の可決理由

我が国としてその国力にふさわしい国際的責務を果たすため、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模な災害に対し、被災国等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を国際緊急援助隊として派遣するに当たつての根拠及び手続等を明確にし、国際緊急援助体制を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 国際緊急援助隊の派遣に関する法律案（内閣提出、第八回国会開法第六三号）に関する報告書

本案は、海外の地域、特に開発途上にある海

め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十二年八月十九日

右

昭和六十二年二月十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿 外務委員長 山口 敏夫

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案

衆議院議長 原 健三郎殿

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案

〔別紙〕

法律

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十条中「認可」に関しては「認可を行いうる」に、「政令で定める審議会」を「大学設置・学校法人審議会」に改め、同条を第六十条の二とし、第五十九条の次に次の二条を加える。

第六十条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合には、監督庁は、大学審議会に諮問しなければならない。

第六十九条の二の次に次の二条を加える。

第六十九条の三 文部省に、大学審議会を置く。

大学審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、大学（高等専門学校を含む。以下この条及び次条において同じ。）に関する基本的事項を調査審議する。

大学審議会は、前項に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、文部大臣に



ること。

(一) 学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議することとも、文部大臣に建議することができるものとすること。

(二) 大学及び学校法人の関係者並びに学識経験者のうちから、文部大臣が任命する六十人以内の委員で組織すること。

(三) 大学設置分科会及び学校法人分科会を置くこと。

4. 学校教育法の規定により大学の設置の認可を行ふ場合に、文部大臣が諮問すべき審議会及び私立学校法の規定により学校法人に係る寄附行為の認可等を行ふ場合に、文部大臣がその意見を聽くべき審議会を、それぞれ大学設置・学校法人審議会とすること。

5. 私立大学審議会を廃止するとともに、学校法人分科会の組織の基準等を定めるなど所要の規定を整備すること。

6. この法律は、昭和六十二年七月一日から施行すること。

## 二 議案の修正議決理由

本案は、妥当なものと認めるが、本案の施行期日はすでに経過しているので、施行期日につき修正を行う必要があり、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十二年度一般会計予算に約五千百万円が計上されている。

右報告する。

昭和六十二年八月十九日

衆議院議長 原 健三郎殿  
文教委員長 愛知 和男

〔別紙〕

(小字及び  
—は修正)

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十条中「認可に関しては」を「認可を行ふ場合には」、「政令で定める審議会」を「大学設置・学校法人審議会」に改め、同条を第六十条の二とし、第五十九条の次に次の二条を加える。

第六十条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合には、監督庁は、大学審議会に諮問しなければならない。

第六十八条第二項中「第六十条の政令で定める審議会」を「大学審議会」に改める。

第六十九条の二の次に次の二条を加える。

## 三 議案の修正議決理由

本案は、妥当なものと認めるが、本案の施行期日はすでに経過しているので、施行期日につき修正を行う必要があり、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十二年度一般会計予算に約五千百万円が計上されている。

大学審議会は、大学に関し広くかつ高い議見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織する。

前項に定めるものほか、大学審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の八中「第六十条」の下に「、第六十一条」を加える。

(私立学校法の一部改正)

第二条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「私立大学審議会」を「大学設置・学校法人審議会」に改め、同条第二項を

設置・学校法人審議会に改め、同条第二項を

次のように改める。

2 文部大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、第五条第一項第一号に掲げる事項のうち私立学校的廃止、設置者の変更若し

くは収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合又は同項第二号の閉鎖を命ずる場合においては、あらかじめ、大学設置・学校法人審議会の意見を聽かなければならない。

第十八条から第二十四条までを次のように改める。

2 文部大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、第五条第一項第一号に掲げる事

項のうち私立学校的廃止、設置者の変更若し

くは収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合又は同項第二号の閉鎖を命ずる場合においては、あらかじめ、大学設置・学校法人審議会の意見を聽かなければならない。

第十八条から第二十四条までを次のように改める。

## 三 学識経験のある者

(学校法人分科会の組織の基準等)

第十八条 学校教育法第六十九条の四第五項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を分担させるため大学設置分科会を、

私立学校法及び私立学校振興助成法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を分担させるため学校法人分科会を置く。

学校法人分科会の組織の基準及び第四項第二号に掲げる者のうちから任命される委員(次条において「私立大学等関係委員」という。)の数が学校法人分科会に属する委員の総数の四分の三以上になるように政令で定めるものとする。

第十九条 私立大学等関係委員の候補者は、私

## 官報(号外)

立大学及び私立高等専門学校が組織する政令で定める団体の推薦する者とする。

第二十条から第二十四条まで 削除

第二十六条第二項 第三十一条第二項及び第六十三条第一項中「私立大学審議会」を「大学設置・学校法人審議会」に改める。

## 附則

## (施行期日)

1 この法律は、公布の日 昭和六十二年七月一日から施行する。

(私立学校振興助成法の一部改正)

2 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十  
一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「私立大学審議会」を「大学  
設置・学校法人審議会」に改める。

## 〔別紙〕

学校教育法及び私立学校法の一部を改正す  
る法律案に対する附帯決議  
政府は、次の事項について特段の配慮を行うべ  
きである。

高等教育改革を積極的に推進するため、大学審  
議会の活動状況を勘案し、その審議体制・運営等  
について、同審議会発足後一定期間を経た後、検  
討を行うこと。

明治  
三十五年三月三十日  
郵便物識可日

昭和六十二年八月二十日 衆議院會議録第十号

二五八

## 発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
(株)ダイヤルイン  
電官報  
電話  
定価  
二二二〇円

二定  
二二二〇  
一〇  
円部